

各市町村の移住関連施策一覧 各市町村では、移住者も利用できて暮らしに役立つ支援制度などを行っています。概要はP30以降に掲載されていますが、詳細については各市町村にお問合せください。

地域		市町村名	読み方	移住相談ワンストップ窓口	電話番号	北海道 移住促進 協議会	移住 体験住宅 (施設)	土地·住宅 P30~34	就業創業支援 P35~39	子育て支援 P39~42
	1	夕張市	ゆうばりし	_	(0123)52-3141	_	_	_	_	0
	2	岩見沢市	いわみざわし	_	(0126)23-4111	_	_	_	_	_
	3	美唄市	びばいし	企画課 政策・情報グループ	(0126)62-3137	0	0	0	0	0
	4	芦別市	あしべつし	企画課 まちづくり推進係	(0124)22-2111	0	-	0	0	0
	5	赤平市	あかびらし	企画財政課 企画調整係	(0125)32-1834	0	0	0	0	0
	6	三笠市	みかさし	企画振興課 定住促進主幹	(01267)2-3182	_	-	0	0	0
	7	滝川市	たきかわし	総務部 企画課 企画政策担当	(0125)28-8004	0	0	0	0	0
	8	砂川市	すながわし	広報広聴課 企画調整係	(0125)54-2121	0	0	0	0	0
	9	歌志内市	うたしないし	総務課 庶務企画グループ	(0125)42-3212	0	-	0	0	0
	10	深川市	ふかがわし	地域振興課 振興係	(0164)26-2276	0	0	0	0	0
2 岩	11	南幌町	なんぽろちょう	まちづくり課 企業誘致グループ	(011)378-2121	0	0	0	-	0
道央	12	奈井江町	ないえちょう	まちづくり課 企画広報係	(0125)65-2112	_	_	0	0	0
空 知	13	上砂川町	かみすながわちょう	企画振興課 地域振興係	(0125)62-2011	-	0	0	0	0
샌	14	由仁町	ゆにちょう	総務まちづくり課 まちづくり室	(0123)83-2112	0	-	0	0	0
	15	長沼町	ながぬまちょう	総務政策課 政策・行革係	(0123)88-2111	0	0	0	0	0
	16	栗山町	くりやまちょう	くりやまブランド推進室	(0123)73-7516	0	0	0	0	0
	17	月形町	つきがたちょう	総務課 企画係	(0126)53-2321	0	-	0	0	-
	18	浦臼町	うらうすちょう	総務課 企画統計係	(0125)68-2111	_	_	_	_	0
	19	新十津川町	しんとつかわちょう	-	(0125)76-2131	_	-	0	0	0
	20	妹背牛町	もせうしちょう	総務課 地域振興グループ	(0164)32-2411	0	_	0	0	0
	21	秩父別町	ちっぷべつちょう	企画課 企画グループ	(0164)33-2111	0	_	0	_	0
	22	雨竜町	うりゅうちょう	_	(0125)77-2211	_	_	0	0	0
	23	北竜町	ほくりゅうちょう	企画振興課 企画係	(0164)34-2111	_	_	0	0	0
	24	沼田町	ぬまたちょう	商工観光課	(0164)35-2112	0	_	0	0	0
	25	札幌市	さっぽろし	企画課	(011)211–2192	0	_	0	0	0
	26	江別市	えべつし	企画課 企画係	(011)381-1015	0	_	_	_	0
	27	千歳市	ちとせし	開発振興課 開発振興係	(0123)42-5501	0	_	0	0	0
道	28	恵庭市	えにわし	企画振興部 企画•広報課	(0123)33-3131	0	_	0	0	0
道央(石狩	29	北広島市	きたひろしまし	正画派與印 正画"四報珠	(011)372-3311	_	_	0	0	0
狩	30	石狩市	いしかりし	企画経済部 企画課	(0133)72-3111			0	0	0
	31	当別町	とうべつちょう	企画部 まちの未来推進室 まちの未来係	(0133)72-3101	0	0	_	_	0
						0	_	0	_	0
	32	新篠津村	しんしのつむらおたるし		(0126)57-2111					_
		小樽市		総務部 企画政策室	(0134)32-4111	0	0	0	0	0
	34		しままきむら		(0136)75-6212		_	_	0	0
		寿都町	すっつちょう		(0136)62-2608	_	_	_	0	0
		黒松内町			(0136)72-3376	0	0	0	0	0
		蘭越町	らんこしちょう	総務課 企画防災対策室 まちづくり推進係	(0136)57-5111	0	-	0	0	0
道	38		にせこちょう	企画課環境課 経営企画係	(0136)44-2121	0	0	0	0	0
道央(後志)		真狩村	まっかりむら	総務企画課企画調整係	(0136)45-3613	0	0	0	-	0
※	\vdash	留寿都村	るすつむら	企画課 企画係	(0136)46-3131		_	0		0
		喜茂別町	きもべつちょう	-	(0136)33-2211	_	_	0	0	
		京極町	きょうごくちょう	Withten A TIGORES A TIGORES	(0136)42-2111	-	_	0		0
		倶知安町	くっちゃんちょう	総務部 企画振興課 企画係	(0136)56-8001	0	_	0	0	0
		共和町	きょうわちょう	[-	(0135)73-2011	_	_	0		0
		岩内町	いわないちょう	企画経済部 企画産業課	(0135)62-1011	_	_	0		0
		泊村	とまりむら	総務部 企画振興課	(0135)75-2877		-	0	_	0
		神恵内村	かもえないむら	_	(0135)76-5011	_	_	-	_	0
道		積丹町	しゃこたんちょう	企画課	(0135)44-2114	_	0	_	_	0
道央(後志)		古平町	ふるびらちょう	_	(0135)42-2181	_	-	0	_	0
俊志	50	仁木町	にきちょう	企画課 企画調整係	(0135)32-3953	_	-	0	0	0
	51	余市町	よいちちょう	企画政策課 企画政策係	(0135)21-2142	0	-	0	0	0
	52	赤井川村	あかいがわむら	_	(0135)34-6211		_	_	0	
	53	室蘭市	むろらんし	企画財政部 企画課 企画係	(0143)25-2181	0	0	0	0	0
道	54	苫小牧市	とまこまいし	総合政策部 政策推進室 政策推進課	(0144)32-6039	_	_	0	0	0
道央(胆振)	55	登別市	のぼりべつし	総務部 政策推進室 政策推進グループ	(0143)85-1122	0	0	0	0	0
胆	56	伊達市	だてし	企画財政部 企画課 企画調整係	(0142)23-3331	0	0	_	0	0
振			1. 1. 2. 2. 4 2	企画調整課 調整係	(0142)83-1418	0	0	0	0	0
振	57	豊浦町	とようらちょう		(0142)03 1410	$\overline{}$				

※ 1	「移住相談ワンストップ窓口」は、移住に関する幅広い分野の相談に対応する窓口です。
	「移住相談ワンストップ窓口」欄に記載のない場合は、各市町村の代表番号を記載しています。お手数ですが、
	ご質問内容に関する担当部署をご確認のうえ、ご相談ください。

^{※2} 北海道移住促進協議会とは、移住の受入に積極的な道内の市町村が加入する団体で、各種プロモーション活動を行っています。(平成25年1月末現在の情報を掲載しています)

地域		市町村名	読み方	移住相談ワンストップ窓口	電話番号	北海道 移住促進 協議会	移住 体験住宅 (施設)	土地·住宅 P30~34	就業創業支援 P35~39	子育て支担 P39~42
	59	白老町	しらおいちょう	産業経済課 商工観光グループ	(0144)82-6491	0	0	-	-	-
道央(胆振)	60	厚真町	あつまちょう	まちづくり推進課 事業推進グループ	(0145)27-3179	0	0	0	0	0
()胆	61	洞爺湖町	とうやこちょう	産業振興課 地域振興グループ	(0142)74-3005	0	0	0	0	0
振	62	安平町	あびらちょう	まちづくり推進課 まちづくり推進グループ	(0145)22-2514	0	0	0	0	0
	63	むかわ町	むかわちょう	経済建設課 経済グループ	(0145)42-2416	0	0	0	0	0
	64	日高町	ひだかちょう	地域振興課 観光グループ	(01457)6-2008	0	0	0	0	0
	65	平取町	びらとりちょう	まちづくり課 企画係	(01457)2-2222	0	0	0	0	0
道	66	新冠町	にいかっぷちょう	総務企画課 まちづくりグループ	(0146)47-2498	0	0	0	0	0
道央(日高)	67	浦河町	うらかわちょう	企画課 移住交流推進室	(0146)26-9013	0	0	0	0	0
高	68	様似町	さまにちょう	-	(0146)36-2111	_	_	_	0	0
	69	えりも町	えりもちょう	İ-	(01466)2-4612	_	_	0	0	0
	70	新ひだか町	しんひだかちょう	経済部 わがまちPR戦略室	(0146)43-2111	0	0	0	0	0
	71	函館市	はこだてし	〈委託先〉函館市地域交流まちづくリセンター 移住サポートデスク	(0138)22-9722	0	0	0	0	0
	72	北斗市	ほくとし	企画財政課 企画係	(0138)73-3111		_	_	0	0
	73	松前町	まつまえちょう	-	(0139)42-2275	=	_	_	0	0
	74	福島町	ふくしまちょう	総務課 企画グループ	(0139)47-3001	0	_	0	0	0
道	75	知内町	しりうちちょう	総務企画課 政策室	(01392)5-6161	0	_	0	0	0
直南(渡島)	76	木古内町	きこないちょう	一	(01392)2-3131	_	_	_	_	0
渡島	77	七飯町	ななえちょう	政策推進課 地域活性係	(0138)65-5792	0	_	0	_	0
٠		鹿部町	しかべちょう	企画振興課 企画振興係	(01372)7–2111	0		0		0
	78							_	_	
	79	森町	もりまち	企画振興課 振興係	(01374)7-1283	0	0	0	_	0
	80	八雲町	やくもちょう	企画振興課 企画係	(0137)62-2111	0	0	0	0	0
	81	長万部町	おしゃまんべちょう	まちづくり新幹線課 まちづくりグループ	(01377)2-2450	0	-	0	-	_
	82	江差町	えさしちょう	政策推進課 政策推進係	(0139)52-6712	-	0	-	0	0
	83	上ノ国町	かみのくにちょう	総務課 企画統計グループ	(0139)55-2311	0	_	0	-	0
道	84	厚沢部町	あっさぶちょう	〈委託先〉 素敵な過疎づくり株式会社	(0139)64-2022	0	0	0	0	0
道南(檜	85	乙部町	おとべちょう	-	(0139)62-2311		_	_	-	_
Щ	86	奥尻町	おくしりちょう	地域政策課 政策推進係	(01397)2-3403	0	_	0	_	0
	87	今金町	いまかねちょう	まちづくり推進課	(0137)82-0111	0	_	0	-	_
	88	せたな町	せたなちょう	総務課 まちづくり推進係	(0137)84-5111	0	0	0	0	0
	89	旭川市	あさひかわし	総合政策部 まちづくり推進課	(0166)25-5316	0	0	0	0	0
道	90	士別市	しべつし	企画振興室 企画課	(0165)23-3121	0	0	0	0	0
北	91	名寄市	なよろし	経済部 営業戦略室 営業戦略課	(01654)3-2111	0	0	_	0	0
北(上川)	92	富良野市	ふらのし	総務部 企画振興課 企画振興係	(0167)39-2304	0	0	0	0	0
<u>'</u> ''	93	鷹栖町	たかすちょう	総務企画課 企画係	(0166)87-2111	_	_	0	0	0
	94	東神楽町	ひがしかぐらちょう	まちづくり推進課	(0166)83-2113	0	-	0	-	0
	95	当麻町	とうまちょう	総務企画課 企画係	(0166)84-2111	_	_	0	0	0
	-	比布町	ぴっぷちょう	総務企画課 企画振興係	(0166)85-4802	0	_	0	0	0
	97	愛別町	あいべつちょう	総務企画課 政策企画室 政策企画係	(01658)6-5111	_	_	0	0	0
		上川町	かみかわちょう	企画総務課 企画グループ	(01658)2-4063	0	_	0	0	0
		東川町	ひがしかわちょう	定住促進課(住まい室	(0166)82-2111	0	0	0	0	0
		美瑛町	びえいちょう	商工観光課	(0166)92-4321	0	0	0	0	0
			かみふらのちょう	総務課 企画財政班		0		0	0	
活	-	上富良野町			(0167)45-6980					_
道北(上		中富良野町	なかふらのちょう	総務課 まちづくり推進係	(0167)44-2122	_	_	0	0	0
E III		南富良野町	みなみふらのちょう	企画課 企画振興係	(0167)52-2115	-	_	0	0	0
ان	104		しむかっぷむら	企画商工課 地域生活相談員	(0167)56-2124	0	0	0	0	0
		和寒町	わっさむちょう	総務課 まちづくり推進課	(0165)32-2421	=	0	_	0	0
		剣淵町 一	けんぶちちょう	TELT + 11 10 + 11 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14 14	(0165)34-2121	_	-	0	0	0
		下川町	しもかわちょう	環境未来都市推進課	(01655)4-2511	0	0	0	0	0
	-	美深町	びふかちょう	総務課 企画グループ	(01656)2-1617	0	0	0	0	0
	-	音威子府村	おといねっぷむら	総務課 地域振興室	(01656)5-3311	0	0	0	0	0
	-	中川町	なかがわちょう	総務課 企画財政室	(01656)7-2819	0	0	0	0	0
		幌加内町	ほろかないちょう	地域振興室 地域振興係	(0165)35-2121	0	-	0	-	0
	112	留萌市	るもいし	_	(0164)42-1809	_	_	_	0	_
	113	増毛町	ましけちょう	総務課 企画係	(0164)53-1110	0	0	0	0	0
诸	114	小平町	おびらちょう	企画振興課 企画振興係	(0164)56-2111	0	_	0	_	0
道北(115	苫前町	とままえちょう	-	(0164)64-2212	_	_	0	_	0
留萌	116	羽幌町	はぼろちょう	-	(0164)62-1211	_	_	0	_	0
~??	117	初山別村	しょさんべつむら	-	(0164)67-2211	-	-	0	-	0
		遠別町	えんべつちょう	総務課 企画振興係	(01632)7-2111	0	0	0	0	0
	110									_



		市町村名	読み方	移住相談ワンストップ窓口	電話番号	北海道 移住促進 協議会	移住 体験住宅 (施設)	土地·住宅 P30~34	就業創業支援 P35~39	子育て支援 P39~42
	120	稚内市	わっかないし	政策調整部 市民協働課	(0162)23-6471	-	-	_	-	=
	121	猿払村	さるふつむら	-	(01635)2-3132	-	-	0	0	0
Ŀ	122	浜頓別町	はまとんべつちょう	総務課 企画広報係	(01634)2-2345	0	0	0	0	0
道 .	123	中頓別町	なかとんべつちょう	まちづくり推進課	(01634)6-1111	0	0	0	0	0
道北(124	枝幸町	えさしちょう	-	(0163)62-1235	-	-	_	0	0
(宗谷	125	豊富町	とよとみちょう	総務課 地域振興係	(0162)82-1001	_	0	0	0	0
	126	礼文町	れぶんちょう	_	(0163)86-1001	ı	ı	ı	0	0
	127	利尻町	りしりちょう	_	(0163)84-2345	-	-	0	0	0
	128	利尻富士町	りしりふじちょう	-	(0163)82-1112	-	-	0	0	0
	129	幌延町	ほろのべちょう	_	(01632)5-1111	-	-	-	0	0
	130	北見市	きたみし	企画財政部 企画課	(0157)25-1103	0	0	0	0	0
	131	網走市	あばしりし	企画調整課 企画係	(0152)44-6111	0	0	0	0	0
	132	紋別市	もんべつし	観光交流推進室(交流・観光協会支援担当)	(0158)27-5180	0	0	_	-	_
	133	美幌町	びほろちょう	商工観光グループ 観光担当	(0152)73-1111	0	0	_	0	0
	134	津別町	つべつちょう	 産業振興課 商工観光グループ	(0152)76-2151	0	0	0	0	0
	135	斜里町	しゃりちょう	企画総務課 企画係	(0152)23-3131	0	-	0	0	0
-		清里町	きよさとちょう	総務課 企画財政グループ	(0152)25-2131	0	0	0	_	0
	137	小清水町	こしみずちょう	企画財政課 企画財政係	(0152)62-4471	0	_	0	_	0
オー		訓子府町	くんねっぷちょう	_	(0157)47-2115	_	_	0	0	0
	139	置戸町	おけとちょう	町づくり企画課 企画係	(0157)52-3312	_	_	0	0	0
クー	140	佐呂間町	さろまちょう	企画財政課 企画係	(01587)2-1214	_	_	0	0	0
-	141	遠軽町	えんがるちょう	総務部 企画課 企画政策担当	(0158)42-4818	_	_		0	0
-	142	湧別町	ゆうべつちょう	まちづくり推進課 計画係	(01586)2-5860	_	_	0	_	0
-				ようフトグ推進味 計画係		_	_			
-	143	滝上町	たきのうえちょう	_	(0158)29-2111		_	0	0	0
-	144	興部町	おこっぺちょう	<u> </u>	(0158)82-2131	-	_	0	0	0
-	145	西興部村	にしおこっぺむら		(0158)87-2111	-	-	0	0	0
-	146	雄武町	おうむちょう	財務企画課企画調整係	(0158)84-2121	0	0	0	0	0
	147	大空町	おおぞらちょう	総務課 企画グループ	(0152)74-2111	0	0	0	-	_
Ľ	148	帯広市	おびひろし	企画課	(0155)65-4105	0	0	0	0	0
	149	音更町	おとふけちょう	企画課 企画調整係	(0155)42-2111	0	-	0	0	0
Į.	150	士幌町	しほろちょう	_	(01564)5-5212	_	-	0	0	0
Ĺ	151	上士幌町	かみしほろちょう	〈委託先〉 NPO法人上士幌コンシェルジュ	(01564)2-3993	0	0	0	0	0
ŀ	152	鹿追町	しかおいちょう	企画財政課 企画開発係	(0156)66-4032	0	0	0	0	0
Ŀ	153	新得町	しんとくちょう	地域戦略室 地域戦略係	(0156)64-0521	0	0	0	0	0
Ŀ	154	清水町	しみずちょう	企画課 まちづくり推進係	(0156)62-2114	0	0	0	0	0
	155	芽室町	めむろちょう	企画財政課 企画調整係	(0155)62-9721	-	-	0	-	0
	156	中札内村	なかさつないむら	施設課 施設グループ	(0155)67-2496	0	0	0	0	0
十勝	157	更別村	さらべつむら	企画政策課	(0155)52-2114	0	0	0	0	0
	158	大樹町	たいきちょう	企画課 企画係	(01558)6-2113	0	0	0	0	0
	159	広尾町	ひろおちょう	企画課 企画係	(01558)2-0184	0	0	-	0	0
-		幕別町	まくべつちょう	企画室 企画情報担当	(0155)54-6610	0	0	0	0	0
		池田町	いけだちょう	産業振興課 商工観光係	(015)572-3218	0	0	0	0	0
-		豊頃町	とよころちょう	企画課 町づくり推進係	(015)574-2216	0	0	0	0	0
-	_	本別町	ほんべつちょう	企画振興課 企画・生涯学習担当	(0156)22-8121	0	0	0	0	0
-	_		あしょろちょう	総務課 企画財政室 企画調整担当	(0156)25-2141	0	_	0	0	0
-		陸別町	りくべつちょう	総務課 企画財政室	(0156)27-2141	0	0	_	0	_
-			うらほろちょう	まちづくり政策課まちづくり推進係	(015)576-2112	0	0	0	0	0
_		釧路市	くしろし	市民協働推進課 市民協働担当	(0154)31-4505	0	0	0	0	_
-		釧路町	くしろちょう		(0154)62-2310	_	_	_		_
A		厚岸町	あっけしちょう	_	(0153)52-3131	_	_	_	0	0
岭				_		_			_	_
怪室			はまなかちょう		(0153)62-2237		_		_	0
劉-	_	標茶町	しべちゃちょう	企画財政課 地域振興係	(015)485-2111	0	0	0	0	
\sim		弟子屈町	てしかがちょう	企画財政課 企画係	(015)482-2913	0	0	0	0	0
-		鶴居村	つるいむら	振興課 企画係	(0154)64-2112	0	0	0	0	0
		白糠町	しらぬかちょう	WAS THAT OF WAS THAT	(01547)2-2171	_	-	_	0	0
釧		根室市	ねむろし	総合政策部 総合政策室	(0153)23-6111	0	0	0	0	0
根		別海町	べつかいちょう	総合政策課 まちづくり推進担当	(0153)75-2111	0	_	0	0	0
<u>ج</u> ا	177	中標津町	なかしべつちょう	経済振興課 地域振興係	(0153)73-3111	0	0	-	0	0
根室		標津町	しべつちょう	企画政策課 企画振興担当(定住サポートセンター)	(0153)82-2131	0	_	0	0	0
	179	羅臼町	らうすちょう	-	(0153)87-2114	_	_	-	0	0

^{※1 「}移住相談ワンストップ窓口」は、移住に関する幅広い分野の相談に対応する窓口です。 「移住相談ワンストップ窓口」欄に記載のない場合は、各市町村の代表番号を記載しています。お手数ですが、 ご質問内容に関する担当部署をご確認のうえ、ご相談ください。

土地・住宅

			· ·
	市町村名	까宁. 까바이桂쥐	概要 しません (大学) (株学)
		空家・空地の情報 住宅建築(購入)に	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 市外在住者が市内の土地付き住宅を新築又は土地付き中古住
3	美唄市	対する助成等	宅を購入して転入した場合、最大150万円を限度として助成。
	大学中	住宅改修に対する	市内に住所を有する60歳以上の者等が高齢者向けに必要
		助成等	なバリアフリー化工事及び断熱・防寒工事を実施する場合、 経費の一部を助成(上限20万円)。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	西芦別地区宅地分譲地(29区画) 358.12~725.86㎡
		(A) = 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1 + 1	43万6千円~263万5千円
		住宅建築(購入) に 対する助成等	■市内の業者によって新築住宅を建設した場合、100万円 を交付(西芦別造成宅地の場合は市内業者利用で宅地の
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	販売相当額を、市外業者利用で50万円を交付。)。
4	芦別市		地元芦別産木材を使用した場合、加算措置あり。 ■中古住宅を購入した場合、土地及び建物の取得に要した
			費用の10分の1の額(上限50万円)。
		住宅改修に対する	■一般リフォーム工事を行った場合、改修工事費用の5分の1
		助成等	(上限20万円)。 ■バリアフリー工事を行った場合、改修工事費用の5分の1
			(上限18万円)。 耐震改修工事を行った場合、改修工事
			費用の5分の1(上限30万円)。
		土地の販売・分譲	■豊丘南団地 13区画 319.64~433.83㎡ 3,135,000円~4,641,000円
			■北文京町分譲地 1区画 420.00㎡ 3,586,000円
5	赤平市		■百戸町分譲地 3区画 470.99㎡ 2,812,000円
,	33.1.15		■美園町分譲地 1区画 360.86㎡ 3,608,000円
		住宅改修に対する 助成等	新築後5年を経過した住宅で対象工事費が50万円以上 の場合、助成率10%(15%)、限度額30万円(45万円)。
		93190 (3	※()内は18歳未満の子供が同居の世帯
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	幸町住宅団地 8区画(5区画販売済) 270~372㎡ 268~392万円 ※移住者限定ではない
		住宅建築(購入)に	市内に住宅を新築・購入した場合、最大150万円を助成。
6	三笠市	対する助成等	※条件により助成額が異なる
		住宅改修に対する 助成等	市内の住宅をリフォームした場合、経費の1割~2割を助成 (上限20~50万円)。 ※性質により率・上限が異なる
		住宅設備設置等に	下水道計画区域外において浄化槽を設置する場合に、浄化
		対する助成(補助)	槽区分に応じ補助金を交付。
		空家・空地の情報	土地
_		土地の販売・分譲 住宅改修に対する	ニュータウンせせらぎ分譲(H25.5末まで) 所得合計580万円以下の世帯に対し、所有する住宅を改修
7	滝川市	助成等	する場合、補助対象経費の10%、上限50万を助成。
		住宅設備設置等に	k W数に応じて交付する、滝川市住宅用太陽光発電導入支
		対する助成(補助) 空家・空地の情報	援補助金あり。 土地・住宅〈購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	■あかねタウン(12区画) 273.63~391.98㎡
			3,294,280円~5,184,974円
			■すずらんタウン(33区画) 266.00~345.37㎡ 3,120,180円~4,051,190円
8	砂川市	住宅建築(購入) に	■住宅建設の場合、居住区域・地元企業の利用などにより
		対する助成等	建設費の2~4%助成(上限額有り)。
			■住宅購入の場合、居住区域により購入費の2~3%助成 (上限額有り)。
		住宅改修に対する	100万円以上の改修工事で、地元企業の利用などにより工
		助成等	事費の10~15%助成(上限額有り)。
		土地の販売・分譲土地取得に対する	東光団地(5区画) 416~451㎡ 260~290万円 東光団地(分譲地)を購入後2年以内に住宅を取得した場
		助成等	宋元団地(万譲地)を購入後2年以内に任宅を収得した場
			1以内、上限100万円を交付。
9	歌志内市	住宅改修に対する 助成等	■市内に居住している方が住宅改修や住宅除却等の工事 を行う場合で、対象工事費が30万円以上(税抜)の工事に
		93190 (3	対し、費用の10分の2、限度額10万円を助成。
			■市内に居住している方が住宅の耐震改修工事を行う場合
			で、対象工事費が100万円以上(税抜)の工事に対し、費用 の10分の2、限度額30万円を助成。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	■ 駅北用地(3区画) 290.09~342㎡ 446~526万円
			■緑が丘団地(2区画) 324.56~352.8㎡ 169~191万円 ■ビオス四季の里(8区画) 337.18~347.81㎡
			1,969,800~2,365,100円 ※平成24年11月時点
		住宅建築(購入) に	新築住宅(建売住宅可)を建設する場合、工事費の5/100(限
		対する助成等	度額:市外業者で建設する場合は30万円、市内業者で建設 する場合は100万円)を助成。また、まちなか居住推進エリア
			内に建設した場合は更に100万円を加算。
10	深川市	住宅改修に対する 助成等	■住宅のバリアフリー改修工事をする方に、工事費の1/5 (上限20万円)を助成。(まちなか居住推進エリア内の場
		网络	合は、工事費の1/3、上限30万円を助成)
			■木造住宅の耐震改修工事をする方に、工事費の1/5
			(上限30万円)を助成。 ■住宅のリフォーム工事をする方に、工事費の1/5
			(上限20万円)を助成。(まちなか居住推進エリア内の
		/> d====================================	場合は、工事費の1/3、上限30万円を助成)
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	下水道事業区域外の合併処理浄化槽の設置・維持管理を、市が 行います。(個別排水処理施設使用料、合併処理浄化槽への接続
		القطالة) الخالف الأدار	費用、分担金、合併処理浄化槽の電気料金の個人負担あり)
		空家・空地の情報	土地・住宅〈購入)・住宅(賃貸)
11	南幌町	土地の販売・分譲	■なんぽろニュータウンみどり野(690区画) 222~731㎡ 最多価格帯400万円台 ※子育で・高齢者30%割引実施中
	. 13 126-3		■ ふれあいタウン稲穂 (2区画) 458㎡ = 787万円
			476㎡=818万円 ※移住·定住応援30%割引実施中

掲載している助成制度等については変更される場合があります。ご利用にあたっては各市町村にご確認ください。

12	奈井江町	土地の販売・分譲	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 定住用地(6地区13区画) 252~481㎡ 157万~502万円 定住用地(町有地)を購入し住宅を建設した場合、購入金客
12	X77.22	助成等 住宅建築(購入) に 対する助成等	の2割を補助。 定住用地(町有地)を購入し町内業者で住宅を建設した場合、100万円(町外業者の場合50万円)を補助。
		空家・空地の情報	土地
		土地の販売・分譲	■鶉本町第2期分譲地(2区画) 366.31㎡=194万1,443F ■本町分譲地(1区画) 341.99㎡=102万5,970円
13	上砂川町		■ 中町分譲地(3区画) 348.36~347.39㎡ 104万5,080円~104万2,170円
		住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に住宅を新築又は購入し、その住宅に居住した場合2 万円を交付。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	「ゆにビレッジ(第3期優良田園住宅)」の分譲 1区画係400坪~600坪)、坪単価1万8千円。※民間事業者による分譲となり、住宅については指定の建売となります。
		住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に住宅を新築(新築住宅の購入を含む)した場合、住 の固定資産税相当額を助成、助成期間は5年間。ただし、子 どものいる世帯は、最長18年間(子どもが高校を卒業する 度まで)助成。
14	由仁町	住宅改修に対する 助成等	町内の住宅(町空き家・空き地バンク登録物件に限る)を 得し、改修(町内事業者によるものに限る)した場合、その 修費用を助成。上限額は30万円。ただし、子ども(高校生り 下)のいる世帯の上限額は60万円。
		住宅設備設置等に	■農業集落排水区域外で合併処理浄化槽(5人槽~10人槽)
		対する助成(補助)	設置する場合、1基につき最大79万8千円の補助金を交付 ■住宅用太陽光発電システムを設置する場合、1kWあたり 5万円(上限22万5千円)を助成。
			■町内小売店等で4千円以上のLED照明等を購入した場合 町共通商品券2千円分を交付。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		住宅改修に対する助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経費の10%、上限10万を助成。
15	長沼町	住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■住宅用太陽光発電システムを設置する場合に、18万円: 上限に助成。(平成25年度は36万円を上限に助成予定) ■合併処理浄化槽を設置する場合に、設置に要する工事: の約70%を助成(浄化槽の規模により変動)。
			■融雪施設を設置する場合に、申請者が65歳以上又は 身体障害1級・2級の方と同居している場合、設置費の 1/2以内、50万円を上限に助成。
			■融雪施設を設置する場合で、申請者が上記以外の場合 設置費の1/3以内、30万円を上限に助成。
		空家・空地の情報	土地
16	栗山町	土地の販売・分譲	■朝日4住宅団地/第3期分譲地(5区画) 552.5万円~627.6万円 ■エコビレッジ湯地の丘分譲地(29区画)
			247.4万円~545.7万円
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地 ■白陽団地(7区画) 341~685㎡ 239~480万円
			■北陽団地(13区画) 400㎡ 278万円 ■優良林間住宅地(7区画) 2025~2284㎡ 198~224万
	l	住宅建築(購入)に	■分譲宅地に住宅を新築した場合、100万円の補助
17	月形町	対する助成等	(町内業者による新築は200万円の補助)。
17	月形町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。
		対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB
17		対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する 助成等	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB (上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ
		対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
19	新十津川町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等 住宅改修に対する助成(執助) 空家・空地の情報 土地の販売・分譲	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万
19	新十津川町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円〜508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 大背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入)
19	新十津川町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 空家・空地の情報	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) 株父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡ 1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上降100万円 40歳未満は20%増)。
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等 住宅改修に対する助成(補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分報 土地の販売・分報 土地の販売・分報 土地の販売・分報 土地の販売・分報 土地の販売・分替報 土地の財産に対する助成(補助)	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円〜508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) 株父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡=1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上7010万円 40歳未満は20%増)。 ■パリアフリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円 ■ 融雪施設設置費用の一部助成(費用の1/5、上限20万円 ■ 融雪施設設置費用の一部助成(費用の1/2、上限35万円
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等備設置等に対する助成(補助) 空家・空地の情報 生地の販売・分譲 空家・空地の情報 土地取得に対する助成等備設置等に対する助成(補助) 空家・空地の情報	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5をB(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円〜508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 大背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 株分別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡=460円(1㎡=1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上下100万円 40歳未満は20%増)。 ■パリアフリー住宅な修費用の助成(費用の1/5、上限20万円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分情報 土地の販売・分情報 土地の関係に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) 株父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡=1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上門100万円 40歳未満は20%増。 ■パリアフリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円 融票施設設置費用の一部助成(費用の1/2、上限35万円土地 雨竜町土地開発公社分譲/第2青葉団地(3区画) 424.79~425.97㎡ 247~251万円 ■雨竜町土地開発公社が分譲する宅地を購入した場合、
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に 対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修 空家・空地の情報 住宅改修 は空家・空地の情報 と変・空地の情報 と変・空地の情報 と変・空地の販売・分籍 を変・空地の販売・分額 は、は、いました。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) 秩父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡ 1円)(年宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上限100万円 40歳未満は20%増)。 ■バリアフリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円土地開発の計算の一部助成(費用の1/2、上限35万円土地雨竜町土地開発公社分)譲済2 青葉団地(3区画) 424.79~425.97㎡ 247~251万円 ■雨竜町土地開発公社分)譲する宅地を購入した場合、購入費の2分の1を助成(上限150万円)。 ■新規転入者が雨竜町内にある宅地を購入した場合、
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分情報 土地の販売・分情報 土地の関係に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円~508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 妹背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) 株父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡=1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上門100万円 40歳未満は20%増)。 ■パリアフリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円・地開発公社が分譲する宅地を購入した場合、購入費の2分の1を助成(上限150万円)。 ■新規転入者が雨竜町内にある宅地を購入した場合、購入費の2分の1を助成(上限150万円)。 ■新規転入者が雨竜町内にある宅地を購入した場合、購入費の2分の1を助成(上限150万円)。
19	新十津川町妹背牛町	対する助成等 住宅設備設置等に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分情報 土地の販売・分情報 土地の関係に対する助成 (補助) 空家・空地の情報 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲 土地の販売・分前譲	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円)との省工ネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円)を508,000円) 一番・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
19 20 21	新十津川町 妹背牛町 秩父別町	対する助成等 住宅設備設置等助的(補報) 住宅改修に対する助成(補報) 住宅改修信息置等に対する助成(補報) 住宅政修備設置等に対する助成(補報) 土地の空地の市・分譲 土地の取得・対する助成(補報) 土地の販得(対する) 土地の販売・分譲 土地の販売・分譲 土地の販売・分譲 土地の販売・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・分割・大地の下・大力を対する。	■中古住宅を購入した場合、30万円の補助。 林間住宅地に住宅を新築する場合、合併処理浄化槽を設する費用を町が負担。 住宅(購入)・住宅(賃貸) 50万円以上の省エネ改修工事を行う場合、経費の1/5を助(上限30万円) 合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽によ343,000円〜508,000円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 株背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 株背牛宅地分譲(10区画) 70.4~196.1㎡ 35.2~98万土地・住宅(購入) ・株父別町定住促進団地「いなほ団地」第二期分譲分(10区画) 460㎡ 460円(1㎡ = 1円) 住宅建築に必要な土地の、一部取得費用の一部助成(上間100万円 40歳未満は20%増)。 ■パリアフリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円地開発公社分譲/第2青葉団地(3区画)424.79~425.97㎡ 247~251万円・一下の計算を設定している。 ■がリアリー住宅改修費用の助成(費用の1/5、上限20万円・一下の計算を設定している。 ■町土地開発公社分譲/第2青葉団地(3区画) 424.79~425.97㎡ 247~251万円 ■ 両部町土地開発公社分36/第2青葉団地(3区画) 424.79~425.97㎡ 247~251万円 ■ 両部町土地開発公社が分譲する宅地を購入した場合、購入費の2分の1を助成(上限150万円)。 ■町内在住者が雨竜町内にある宅地を購入した場合、購入費の3分の1を助成(上限150万円)。 ■町内在住者が雨竜町内にある宅地を購入した場合、購入費の3分の1を助成(上限150万円)。 請負金額1,000万円以上の新築住宅工事を行った場合、請

市町村名



^{※2} 北海道移住促進協議会とは、移住の受入に積極的な道内の市町村が加入する団体で、各種プロモーション活動を行っています。(平成25年1月末現在の情報を掲載しています)

	+m-11/2		
	市町村名	から かせんはお	概 要
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	住宅(購入)・住宅(賃貸) やわら団地(7区画) 442~490㎡ 244~270万円
		土地取得に対する	町分譲地を購入し10年以内に住宅を建築する場合、宅地代
		助成等	金の2分の1(上限100万円)を助成。
23	北竜町	住宅建築(購入) に	国道又は道道に面し、規則で定める範囲の宅地を取得又は
		対する助成等	借上げし、契約後3年以内に住宅を建築した場合、建築代
		分型。在19	金の2分の1(上限150万円)を助成。
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	個別処理浄化槽を設置する場合、利子補給制度有り。
		空家・空地の情報	住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	■定住促進団地「沼田ニュータウン四季」(14区画)
			356~547㎡ 74~113万円
		住宅の販売・賃貸 土地取得に対する	移住促進住宅(昭和42年築) 5K 1万2千円/月
l	\	助成等	土地を購入し1年以内に新築した場合30万円を交付
24	沼田町	住宅建築(購入) に	■住宅を新築した場合50万円を交付。
		対する助成等	■中古住宅を購入した場合、費用の2分の1(上限50万円)を交付。
		住宅改修に対する	町内業者を利用し住宅を改修した場合、費用の4分の1
		助成等 住宅設備設置等に	(上限25万円)を交付。
		対する助成(補助)	融雪施設を設置した場合、費用の2分の1(上限20万円)を交付。
		住宅改修に対する	札幌市住宅エコリフォーム補助事業:省エネルギー改修や
		助成等	バリアフリー改修に対して、その費用の一部(上限50万円) を補助。 ※その他、耐震改修やアスベスト対策等に関し
			で補助。然での心、耐震は下げてバスト対策等に関して、費用を一部補助する制度あり。
25	札幌市	住宅設備設置等に	■市民向けエネルギーeco資金補助:住宅等の新築、
23	イレル光・ロ	対する助成(補助)	リフォーム及び分譲住宅等の購入に併せ、指定する
			新エネルギー機器、省エネルギー機器を導入する場合に機器導入費用の一部を補助(上限25万円)。
			■合併処理浄化槽を設置する場合に、
		Luk a serie	1基につき82.6~119.2万円の補助金を交付。
27	千歳市	土地の販売・分譲	文京ニュータウン(106区画) 253.79~432.15㎡ 380.6~648.2万円 (平成25年4月からの価格です)
		空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
28	恵庭市	土地の販売・分譲	花の田園住宅「ブレスドガーデン恵庭」(30区画)
20	/CVIXE 1 2		539.17㎡ (163.09坪)~906.36㎡ (274.17坪) 36,000円/坪~40,000円/坪
		空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
		住宅改修に対する	■市内に居住、所有の住宅の改修にかかる補助対象経費の
		助成等	1割、上限10万円を助成。
29	北広島市		■特定高齢者と認定された高齢者等が手すり取付や段差解消
		住宅設備設置等に	等改修をする場合、改修費用の9割、上限10万円を助成。
		対する助成(補助)	一般住宅用太陽光発電パネルを設置する場合、15万円を助成。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		住宅改修に対する	■木造住宅耐震改修費
		助成等	建築物の耐震改修の促進に関する法律の基準による 改修工事→対象経費の1/10以内、上限30万円
30	石狩市		■住宅省エネルギー改修費補助
30	111111111111111111111111111111111111111		国の住宅エコポイント制度対象(窓、外壁、屋根、天井、床 の断熱)の改修工事→対象経費の1/10以内、上限20万円
			■高齢者等住宅改修費補助金(バリアフリー)
			租税特別措置法に基づく費用30万円以上の改修工事
			→対象経費の1/10以内、上限20万円
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 定住促進団地「みのり団地」(25区画) 339~752㎡
32	新篠津村	工。尼○分放为6.7月98	287~637万円
		その他	みのり団地に住宅を新築し居住された方に、3年間支援金を給付
- 22	1 135-1-		(子育て支援・温泉入浴支援・定住支援のいずれかから選択)。
33	小樽市	空家・空地の情報空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸) 住宅(購入)·住宅(賃貸)
1		土地の販売・分譲	1ヵ所目の分譲地が完売したため、現在新たな分譲地の整
			備を行うため基本計画を策定中。
		住宅建築(購入)に	■自家住宅建築奨励金として住宅の建築費用の一部を助成。
		対する助成等	限度額:200万円(基本は25万円、町内業者施工112.5万円加算、屋根の形や色、壁の色によって12.5万円加算、黒松内
36	黒松内町		型北方住宅基準該当の場合50万円加算)
			■自家住宅取得奨励金として空家等の購入費用の一部を 助成 限度額:25万円
		住宅改修に対する	助成。限度額:25万円 リフォーム補助金。補助対象工事費が50万円以上で町内業
		助成等	者が施行する場合、費用の10分の1、限度額20万円を補助。
1		住宅設備設置等に	下水道未整備地域で浄化槽を設置する場合助成
		対する助成(補助)	
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ふれあい定住住宅地貸付事業:20年間無料で貸付し、20年
			後に安い価格にて譲ります。(対象2区画)
37	蘭越町	住宅建築(購入) に	新築、建替え、又は購入住宅の固定資産税相当額の5年間分
		対する助成等住宅改修に対する	を商品券で交付(マイホーム取得奨励金)。 断熱改修工事を施工する者に対し、設置又は改修費用の一
		助成等	断熱以修工事を施工する者に対し、設直文は以修貨用の一部を補助(上限50万円)。
		空家・空地の情報	住宅(購入)
30		住宅改修に対する	既存住宅の省エネルギー改修工事(30万円以上)に対して、
38	ニセコ町	助成等 住宅設備設置等に	費用の20%、上限30万円を助成。
		対する助成(補助)	合併処理浄化槽を設置する場合、一部補助あり。
		土地の販売・分譲	やしろ団地(7区画) 538.98~553.72㎡ 343~367万円
		土地取得に対する	分譲地を含む村有地を購入し住宅を新築した場合、土地購入。
39	真狩村	助成等	入費の1/5を商品券で助成(上限額面50万円)。あわせて、 敷地内に菜園を造成する場合、造成費の1/2(上限10万
	2.3313		円)を商品券で助成。
		住宅設備設置等に	合併浄化槽の設置者に対して、事業費の1/2以内、限度額30
40	留寿都村	対する助成(補助)空家・空地の情報	万円を助成。 住宅(賃貸)
_,,	교사마이기	上々、上で7月代	

	+==++		10T 7F5
	市町村名	空家・空地の情報	概 要 住宅(賃貸)
41	喜茂別町	住宅設備設置等に	合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付。
12	±45m-	対する助成(補助)	
42	京極町	空家・空地の情報 空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	工地・注:(時人)・注:(貝貝) (H25年度予定) 日白樺団地宅地分譲(18区画) 100坪~165坪
		住宅改修に対する	消費税等を除く50万円以上の工事の場合、費用の20%、
43	倶知安町	助成等	上限額20万円を助成。
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	浄化槽の人槽区分に応じ231,000円~351,000円を助成 (浄化槽設置工事に要した額が上記額に満たないときは当
		7-37-36 (IIII-33)	該設置工事に要した額)
	共和町		住宅(購入)・住宅(賃貸)
45	岩内町		住宅(賃貸) 村内に住宅を新築又は中古住宅を購入した場合、購入費の
16	in H	対する助成等	1割、上限200万円を助成。
46	泊村		村内にある住宅を改修した場合(工事費100万円以上)、
49	古平町	助成等 空家・空地の情報	改修費の1割、上限50万円を助成。 住宅(購入)・住宅(賃貸)
	仁木町	空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸)
	余市町	土地の販売・分譲	まほろばの郷(17区画) 259.74~540.03㎡
			3,780,000~7,670,000円
53	室蘭市	空家・空地の情報 空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	<u>1 - 地</u> ■錦西ニュータウンE3地区宅地(51区画)
			226.71~273.35㎡ 1,586,970円~2,159,465円
<i></i>	tt .1. #4 - 4		■錦岡地区(62区画) 205.55~1,649.44㎡
54	苫小牧市 		1,849,950円~16,659,344円 ■日吉町地区(2区画) 255.50~256.50㎡
			5,335,200円~5,595,450円
			■沼ノ端鉄南地区(1区画) 258.95㎡ 3,547,615円
		about at the control	■勇払地区(6区画) 288.25~297.64㎡ 1,758,325円~1,815,604円
55	登別市	空家・空地の情報	住宅(賃貸) 十四半パラルな設置する場合 11/M/半なり4下0千円を開成
زر	77.011h	住宅設備設直等に 対する助成(補助)	太陽光パネルを設置する場合、1kW当たり4万8千円を助成 (上限4kW)。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	町営船見ケ丘分譲宅地(20区画) 330.58~110.01㎡
57	豊浦町	分字海筠/購入\/-	3,800,000円〜4,950,000円 住宅を新築、全面改築(建て替え)及び中古住宅を購入する際
		対する助成等	住宅を利象、主国以象(建て各名)及び中古社宅を購入りる際 に奨励金を支給。(一例:200㎡以上の土地を購入し、3年以内に
			65㎡以上の住宅を町内業者の施行により新築すると150万円。)
58	壮瞥町	空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸)
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) フォーラムビレッジ(111区画) 699~1,731㎡ 3,186千円~8,002千円
		住宅建築(購入)に	フォーラムビレッジを購入し住宅を建築した場合、
60	厚真町	対する助成等	最大100万円の助成金。
00	序具町	住宅改修に対する	
		助成等 住宅設備設置等に	リフォームに最大100万円を助成。
		対する助成(補助)	合併浄化槽の設置・管理は町が実施(使用料徴収)
	>=45>10m-	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
61	洞爺湖町	住宅改修に対する 助成等	住宅リフォーム支援事業補助金:50万円以上のリフォーム工 事を対象に10万円の商品券を交付
			土地•住宅(購入)
		土地の販売・分譲	■町営分譲宅地/ラ・ラ・タウン・おいわけ(16区画)
			249.76~295.24㎡ 3,842,000円~4,154,000円
			■町営若草団地分譲宅地(12区画) 374.01~378.00㎡ 3,496,000円~3,711,000円
62	安平町		■土地開発公社分譲宅地/アイリスタウン (18区画)
		0	296.92~355.19㎡ 3,456,000円~4,588,000円
		住宅建築(購入) に対する助成等	町営及び土地開発公社の分譲宅地を町から直接購入し、 住宅を新築される方に20万円を助成。
			太陽光パネル設置補助:1kW当たり7万円、上限21万円
		対する助成(補助)	(国との併用可)
63	むかわ町	土地の販売・分譲	四季の里・豊城(4区画) 704.76・785.66㎡ 194~215万円
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入) 富川南ニュータウン分譲地(27区画) 102~130坪
64	日高町		2,549~3,245千円
		住宅建築(購入)に	富川南ニュータウン分譲地に住宅を新築した場合、100万円
		対する助成等 空家・空地の情報	を補助(町内業者により新築した場合は、100万円加算)。 住宅(賃貸)
		住宅改修に対する	
		助成等	住宅を改修する場合、費用の1/2、限度額40万円を補助。
65	平取町	住宅設備設置等に対する助成(補助)	■住宅用太陽光発電システムを設置する場合、 1kW当たり7万円(限度額20万円)を補助。
		ハコラ·のBJIが (相母J)	■合併処理浄化槽を設置する場合、 基準額(5人槽
			704,000円・6~10人槽882,000円)の1/2を補助。
		空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲 	■西泊津スマイルタウン(14区画) 241~333㎡ 182万~252万円 ■中央町宅地分譲地(21区画) 359~668㎡ 360万円~630万円
		住宅建築(購入) に	■中央町宅地分譲地(21区画) 359~668m 360万円~630万円 新冠町に住宅を新築(建売新築住宅含む)した方に奨励金
		対する助成等	を交付。町内業者で建設した場合40万円、町内業者以外で
		A++++++++++++++++++++++++++++++++++++	建設した場合は10万円を交付。
		住宅改修に対する 助成等	町内の住宅をリフォームした場合、10万円以上の工事費に対し て1/2を補助(上限100万円)。 ※新築後15年を経過しているこ
66	新冠町		とを条件に、町内業者に発注して住宅の省エネ改修工事、バリ
		住宅設備設置等に	アフリー改修工事、耐震改修工事などのリフォームを行う場合。 ■合併処理浄化槽設置整備事業補助:規則の附則に特例
		対する助成(補助)	■合併処理浄化槽設直整偏事業補助・規則の附則に特例 措置を設け、補助金額を増額。5人槽を設置した場合、現
			行の37万5千円に12万5千円を加えた50万円を限度に交
			付。7人槽を設置した場合、現行の43万8千円に16万2千 円を加えた60万円を限度に交付。
			■環境配慮型の住宅設備機器8機種及びLED照明
			(電球・器具等)の購入に対して補助金を交付。

	市町村名	空家・空地の情報	概 要 土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
		住宅建築(購入)に	町内建築業者により新築した場合20万円の補助
67	浦河町	対する助成等住宅改修に対する	
		助成等	町内建築業者により改築した場合10万円~20万円の補助
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	合併処理浄化槽を設置する場合に人槽により 352,000円~1,545,000円を補助
69	えりも町	住宅建築(購入) に 対する助成等	町内業者が施工する住宅の新築や増改築などの工事に対し、費用の一部を助成する。
		空家・空地の情報	ホームページでの不動産業者の紹介
70	新ひだか町	住宅建築(購入) に 対する助成等	新築工事の補助対象工事の場合、費用の5%(限度額100 万円)を助成。 ※工事施工町内業者限定
70	初したが画	住宅改修に対する	リフォーム工事の補助対象工事の場合、費用の10%(限度
71	函館市	助成等 空家・空地の情報	額50万円)を助成 ※工事施工町内業者限定 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
71	四點印	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
74	福島町	住宅建築(購入) に 対する助成等	住宅を新築・購入した場合、25万円~100万円の助成金を交付(内30%は町内商品券)。
/4	抽助叫	住宅設備設置等に	浄化槽整備の工事費用等を助成。工事費用の3分の2、上
		対する助成(補助) 土地の販売・分譲	限60万円を補助。年間維持管理費も3分の2を町が負担。 元町地区定住団地(20区画) 320~560㎡ 319~578万円
		住宅改修に対する	■水洗トイレへの改造及び排水施設の設置に要する費用を
75	知内町	助成等	限度額の範囲で補助 ■既存住宅の耐震診断及び耐震改修に要する費用を
/3	지어삐		■ 成存住もの耐震診断及び耐震改修に要する質用を 限度額の範囲で補助
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	浄化槽の設置に要する費用を限度額の範囲を補助
77	七飯町	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
70	木皿	土地の販売・分譲	からまつの森分譲地
79	森町	住宅建築(購入) に 対する助成等	からまつの森分譲地内の土地を町から購入し、住宅を新築し、森町に転入した場合に最大50万円の補助金を交付。
		土地の販売・分譲	宅地(スロータウン花浦)の無償分譲(1区画約240坪、10区画内8区画尊集内)
80	八雲町	住宅設備設置等に	画中8区画募集中)。 合併処理浄化槽を設置する場合に、1基(5人槽)につき70万
		対する助成(補助)	円を限度に補助金を交付(7人槽と10人槽以上への補助も 有り)。
81	長万部町	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
01	技力部門	その他	中古家電(テレビ・冷蔵庫)の貸与等(NPO法人にて収集・貸与)
83	上ノ国町	空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入) ※情報提供がある場合 ハンノキ地区宅地分譲(50区画)
		空家・空地の情報	土地
		土地の販売・分譲	緑町第2分譲地(13区画) 101.88~131.95坪 4,584,600円~
	厚沢部町	住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に住宅を新築または購入(移転補償や中古住宅の購入 は除く)した場合、50万円の奨励金を交付。さらに、町内業者
84			(商工会員に限る)による施工の場合は、商工会発行の商品 券(50万円相当)を追加交付。老人世帯と同居する住宅を新
		() <u>+ - 1 HI - 1 HI - 1</u>	築又は購入し、現に同居している場合は、30万円を加算。
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	合併処理浄化槽を設置する場合に、10人槽で1基につき170万 円、7人槽で130万円、5人槽で110万円を限度に補助金を交付。
		土地の販売・分譲	■青苗・米岡地区分譲地(14区画) 232.19~427.87㎡ 1,616,043~2,977,975円
86	奥尻町		■初松前地区分譲地 (4区画)
۵7	今金町	空家・空地の情報	330.59~330.60㎡ 1,487,655~1,487,700円 住宅(賃貸)
07	/ <u>37</u> m)	土地の販売・分譲	■夕陽が丘宅地分譲地/瀬棚区(7区画)
			319.58~495.62㎡ 8,000円/㎡ ■川沿地区宅地分譲地/北檜山区(8区画)
			302.14~331.95㎡ 9,600円/㎡
88	せたな町	住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に町内業者による住宅を新築した場合、50万円の奨励 金を交付。
		住宅改修に対する	町内業者により住宅のリフォームをした場合、経費の2割を
		助成等 住宅設備設置等に	助成(上限20万円)。 合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき30万円の補
		対する助成(補助)	助金を交付。
		土地の販売・分譲	■嵐山優良田園住宅「嵐山ファームヒルズ」(8区画) 600~790㎡
			■旭川市東桜岡優良田園住宅(4区画) 約1,190㎡
		土地取得に対する	
		助成等	し移住した場合に、購入金額の15%(上限150万円)を補助。
89	旭川市	住宅建築(購入) に 対する助成等	旭川市山村定住促進補助金:江丹別地域の家を購入または 新築し移住した場合に、上記金額に加え、住宅取得にかかる
5)	10,111,	住宅改修に対する	費用の10%(上限100万円)を補助。 旭川市山村定住促進補助金:江丹別地域の家を改修し移住
		助成等	した場合に、購入金額の15%(上限150万円)を補助。
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	■旭川市山村定住促進補助金:江丹別地域に移住し合併 処理浄化槽を設置する場合に,補助金を交付(金額は
		, ,,,, (110-93)	大きさにより異なる)。
			■旭川市合併処理浄化槽整備事業補助金:合併処理浄化槽を 設置する場合に、補助金を交付(金額は大きさにより異なる)。
		住宅建築(購入) に	市内建設業者の施工で住宅を新築した場合、居住部分 1 ㎡
		対する助成等 住宅改修に対する	につき1万円(上限100万円)を助成。 ■市内建設業者の施工で、住宅の増築、改築、修繕、設備に
00	+ ₽II ±	助成等	対する改修を行い、その費用が100万円以上の工事の 場合、20万円(定額)助成。
90	士別市		■トイレ水洗化改造資金(限度額50万円)を無利子で貸し付け。
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	
		いり (相助)	■融雪施設を設置するための資金(限度額80万円)を 無利子で貸し付け。
92	富良野市	空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸)
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入) シンフォニータウン(14区画) 3,355千円~
	p#r+≖0⊤	住宅設備設置等に	■合併処理浄化槽を設置する場合に、経費の一部を補助
93	Jane 464 m	1	(5人槽520千円、7人槽600千円、10人槽820千円)。
93	鷹栖町	対する助成(補助)	■融雪槽・ロードヒーティングの設置費用に対して、

	市町村名		概 要
94	東神楽町	土地の販売・分譲	■ひじり野ガーデン花都心分譲地 (全290区画) 239~429㎡ 398~678万円
, ,	******		■さくら町フラワータウン分譲地 (全32区画) 241~368㎡ 382~591万円
		空家・空地の情報	土地・住宅(賃貸)
95	当麻町	土地の販売・分譲 住宅建築(購入) に	ニュータウンとうま(37区画) 263~437㎡ 290~560万円 分譲地「ニュータウンとうま」を購入し、3年以内に住宅を建
		対する助成等	築された方に、縁結びお祝い金として50万円、縁結びお祝い米としてお米10kgを5年分プレゼント。
		空家・空地の情報	土地
		土地の販売・分譲	■比布町分譲宅地「ふれあいタウンぴっぷ」(11区画) 433~569㎡ 413~543万円
			■ 比布町分譲宅地「めぐみタウン」(3区画)546㎡ 140.3万円
96	比布町	住宅建築(購入) に 対する助成等	比布町分譲宅地 「ふれあいタウンぴっぷ」を購入されただが、新築住宅に入居したとき、町内で利用できる商品券10円分をプレゼント。
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■合併処理浄化槽設置整備事業補助金(40万~100万円) ■合併処理浄化槽管理経費補助金(5年目まで1/2、6年目 以降1/2(上限2万円))
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	ひがしの団地(2区画) 456~566㎡ 290万円~377万
		住宅改修に対する	住宅の耐震改修への助成(耐震診断5万円、耐震改修工事
97	愛別町	助成等	30万円)
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	■住宅に太陽光発電システムを導入した場合、 21万円を上限として助成。
			■合併処理浄化槽を設置する場合に助成(人槽により異なる
98	上川町	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	■新栄団地(12区画) 430~450㎡ 364~436万円
			■ガーデンコートキトウシ(13区画) 379~442㎡ 349~428万円
			■えぽつく団地(7区画) 328~375㎡ 467~538万円
			■友遊団地(14区画) 594~596㎡ 395~487万円
			■グリーンヴィレッジ (24区画) 423~499㎡
99	東川町	Adamt ""	448~597万円
		住宅の販売・賃貸	■帰ってこいよ住宅(5戸) 平成21年度管理開始、 3~4LDK、4万~5万円/月
			■定住促進住宅(3戸) 平成23年度管理開始、
			3LDK、4~7万/月
			東川風住宅設計指針に基づいた住宅の建設をした場合、
		対する助成等住宅設備設置等に	物置・カーボート等の建設補助(20~50万)。 合併処理浄化槽の設置補助(10人槽まで)、新築の場合13
		対する助成(補助)	当たり375~600千円、改築の場合750~120千円。
		空家・空地の情報	土地
100	美瑛町	土地の販売・分譲	びばうし住宅団地(5区画) 727㎡ 477万円 ~ 496万F ※平成24年3月31日現在
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		住宅の販売・賃貸	移住準備住宅(昭和49・50年築)
101	上富良野町		2LDK+3LDK 15,000円+7,500円+6,000円/月
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	合併処理浄化槽の設置補助 ≪補助限度額≫ 5人槽~10人槽(90万円~126万円)
		住宅建築(購入)に	
_		対する助成等住宅改修に対する	新定住応援促進事業:新築住宅建設に対する補助100万
		助成等	住宅リフォーム促進事業:経費の3割を助成(上限50万円)
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万
102	中富良野町	助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円)
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業:
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■機寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 最機寅地区商業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 最機寅地区8両業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲 計6区画
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■機寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 競夷地区商業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲 計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 融援東地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等
102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 競寅地区6業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲 計6区画 新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等 をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、か つ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(
1102	中富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業・分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸敷(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 競寅地区商業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲 計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等 をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。
	中富良野町南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 融援東地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 諸6区画 ■新装費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業・分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸敷(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 競寅地区商業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲 計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。 ■増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、助成金の内10万円は南高良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南京良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南京良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南京良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南京良野町商工会商品券で支給)。町外から か10万円は南京良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外から の10万円は市富良野町商工会商品券で支給)。町外が
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 融援東地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 諸6区面 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かっ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から水住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、「内10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から水住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、「内に3年以上継続して居住する見込みで、かっ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 融策費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し 助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、 内10万円は南宮良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、 内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に3年以内に
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業・分譲用宅地の造成経費の1/4以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業:1戸25万円×戸敷(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ● 幾寅地区6業用地及び賃貸共同住宅用地区画分譲計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。 ■増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 ■増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 「世紀東京ともつて本町に転入し、住民登録等をされ、内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の2拠を本町に配かれる方には20万円を加算(但し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。 中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製)
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、「内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(付し、財成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、「内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(但し、全額南富野町商工会商品券で支給)。 ■増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、助成金の内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の表別を本町に置かれる方には20万円を加算(但し、全額南富野町商工会商品券で支給)。 中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製・基礎に限る。)の50%を助成に限50万円)。但し、15万円はまた。
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円・ ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 総寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)・ 市外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)・ の大田の意見野町商工会商品券で支給)・ の大田の方の大田の方の大田の方の大田の方の大田の方の大田の一の大田の一の大田の一
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業・分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ●幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ・ 一・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設置等に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ■残寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 副新費,購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、「内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(但し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製基礎に限る)の50%を助成(上限50万円)。但し、15万円は「富良野町商工会商品券で支給)。中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製基礎に限る)の50%を助成した限50万円)。但し、15万円は「富良野町商工会商品券で支給)。
		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設置等に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 一
103	南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助)	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業・分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ●幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分 ・ 一般 1 と
103		助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 住宅設(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 一
103	南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) 住宅設(購入)に	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲計6区画 一
103	南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設度(補助) 住宅建築(購入)に 対する助成(補助) 全空家・空地の情報	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円・ ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分・ 一般 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1 回 1
103	南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成(補助) 住宅改修に対する 助成等 住宅建築(購入)に 対する助成(補助) 住宅建築(購入)に 対する助成等	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円 ■民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸数(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分譲 計6区画 ■新築費、購入費、建替費の10%以内、上限100万円(但し助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給) 町外から永住の意思をもつて本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ生活の本拠を本町に置かれる方には20万円を加算(し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。 ■増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 「地・資費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、財成金の方10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 ●増築費、購入費の10%以内、上限30万円(但し、財成金の方10万円は南富良野町商工会商品券で支給)。 「中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製料を確じ置かれる方には20万円を加算(但し、全額南富良野町商工会商品券で支給)。 中古住宅購入後の改修費(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製料を確じこる)の50%を助成(上限50万円)。但し、15万円は下富良野町商工会商品券で支給。 一中古住宅購入のの3050%を助成した限50万円)。但し、15万円は下富良野町商工会商品券で支給。 「村地・住宅の30万円(は下の類を交付。 イ槽に応じた限度額のいずれか低い方の額を交付。 イ構10人標 1,218千円 (1)村に住民登録済(2)定住世帯の人員が2人以上(3)取得をを所有権登記済(4)新築後、同16宅に5年居住予定の方が住宅を新築した場合、(1)50万円現金補助、(2)固定資産利 相当額の概ね3年間分を商品券で交付(税の新築軽減措 がなされている場合は軽減後の額) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 新築60万円(住民票有り)※町外業者工事の場合は1/2
103	南富良野町	助成等 住宅設備設置等に 対する助成(補助) その他 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅改修に対する 助成等 住宅設備設度(補助) 住宅建築(購入)に 対する助成(補助) 全空家・空地の情報	■個人住宅用太陽光発電システム設置補助 1kW当り5万円 ■新合併処理浄化槽設置整備事業補助金 5人槽33万円・ □民間宅地開発支援事業:分譲用宅地の造成経費の1/4 以内(上限500万円) ■世帯向け民間賃貸住宅等建設支援事業: 1戸25万円×戸敷(上限300万円) 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) ■幾寅地区2区画、下金山地区2区画、落合地区1区画分記 計6区画 ●



	市町村名		概 要
		住宅建築(購入) に	■住宅を新築・購入した場合、地域材の使用量に応じて
		対する助成等	8~350万円の補助。 ■気密性能クリアで20万円、断熱性能基準クリアで30万円
			外壁に地域材2㎡以上の利用で20万円の補助。
107		12-2-16-1-1-1-2	■中古住宅の購入額の20%を補助(上限150万円)
107	下川町	住宅改修に対する 助成等	100万円以上の増改築または修繕をした場合、所得に応じて25万、あるいは40万円の補助。
		住宅設備設置等に	■設置費を含み30万円以上の木質バイオマス活用機器を
		対する助成(補助)	設置した場合、20万円の補助。
			■3kW以上の太陽光発電システムを設置した場合、 30万円の補助。
		土地の販売・分譲	新生分譲地(1区画) 731.31㎡ 170万円
		住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に住所を有する方または町内に住所を有することとなる方で、町内業者が施工する場合は最大100万円、町外業者
108	美深町	対する助成寺	お施工する場合は最大30万円を補助。
		住宅改修に対する	町内に住所を有する方または町内に住所を有することとな
		助成等	る方で、工事金額が30万円以上で町内業者が施工する場合 の一般改修に最大30万円、特別改修に最大20万円を補助。
		空家・空地の情報	土地
		土地の販売・分譲	北星団地(4区画) 160坪 90~95万円
109	音威子府村	土地取得に対する 助成等	北星団地分譲地購入後、10年間居住した場合に土地購入 を全額返還。
		住宅建築(購入) に	建設時に最大130万円の助成
		対する助成等	
		住宅建築(購入) に 対する助成等	町内に住宅を新築した場合、新築住宅の床面積を120で除した額に200万円を乗じて得た金額を助成する。上限200万円を乗りて得た金額を助成する。上限200万円を乗りて得た金額を助成する。上限200万円である。
			円。交付は50%は当該年度に交付、残りの50%は翌年度以
110	中川町	住宅改修に対する	降10年間均等交付。 町内の居住用の住宅をリフォームする場合に、経費の2割
		助成等	を助成する(助成額20万円~上限60万円)。
		住宅設備設置等に対する助成(補助)	農業集落排水設備に接続する工事費の2分の1の額を補助 する
	181 a 1 mm	住宅建築(購入)に	生物 生物 生物 生物 生物 生物 生物 生物
	幌加内町	対する助成等	住宅は限度額は150万円)。
113	増毛町	空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
		空家・空地の情報 住宅建築(購入) に	住宅(購入)・住宅(賃貸) 住宅新築工事のうち町内業者が施工し、町内に自ら居住す
114	小平町	対する助成等	る目的で住宅を新築した方を対象に200万円を助成します
	3.123	住宅設備設置等に	合併処理浄化槽を設置する場合に補助金を交付。補助金の類は、5人構252,000円、6、7人構441,000円、8人構以上
		対する助成(補助)	の額は、5人槽352,000円、6、7人槽441,000円、8人槽以上 588,000円の予定。
		空家・空地の情報	住宅(購入)・住宅(賃貸)
		住宅建築(購入)に	町内においての住宅を新築又は購入(500万円以上)した場合 200万円を開発して工事費の 郊を開成
		対する助成等住宅改修に対する	合、200万円を限度として工事費の一部を助成。 町内において100万円以上の住宅リフォームをした場合、2
115	苫前町	助成等	万円を助成。
		住宅設備設置等に 対する助成(補助)	汲み取り式トイレ及び合併浄化槽を改造して下水道へ接続 する場合、12万円(一般世帯で1基の場合)を補助。
		73 7 8 937% (IB93)	
			下水道計画区域外で合併浄化槽を設置する場合、633千円
			(5人槽まで)を限度に補助。
		空家・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地
		空家・空地の情報土地の販売・分譲	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円
			(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円
116	初始甲	土地の販売・分譲	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町米町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円
116	羽幌町		土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円
116	羽幌町	土地の販売・分譲	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■別幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町米町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK
116	羽幌町	土地の販売・分譲住宅の販売・賃貸	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町栄町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月
116	羽幌町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町栄町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場
116	羽幌町	土地の販売・分譲住宅の販売・賃貸	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■
116	羽幌町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若賦団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村
		土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町常町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。
	羽幌町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空家・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町常町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。
		土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成等 住宅建築(購入)に 対する助成等	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町常町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。
		土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建筑(購入)に 対する助成と簡等に 対する助成(補助)	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■別幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用3分の1を助成
117		土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成と置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■
1117	初山別村遠別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に対する助成の情報 住宅設め助成(購別) 全家・空地の情報 住宅改動成の情報 全宅改修に対する助成等	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南の4番地 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年業) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年業) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年度) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年度) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地(平成8,9年度) 1LDK 33,000円/月 ■ 古葉団地と住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、対した場合を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅をリフォームした場合に50万円以上の工事費を対象に上限25万円を助成(25%)
1117	初山別村	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 政成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改動成と増報 住宅で文修に対する 助成等 空地の情報 を変・空地の情報 を変・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■32営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 7葉団地(昭和58年築) 1LDK 33,000円/月 ■ 7葉団地(昭和58年菜) 1LDK 33,000円/月 ■ 7ま団地(昭和58年菜) 1LDK 33,000円/月 ■ 7ま団地(全国である者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けすることは、仕宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けすることにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用3分の1を助成住宅(購入) 住宅(事人)フォームした場合に50万円以上の工事費を対象に住宅を調力オームした場合に50万円以上の工事費を対象に賃賃貸
117	初山別村遠別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する助成等 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に対する助成の情報 住宅設め助成(購別) 全家・空地の情報 住宅改動成の情報 全宅改修に対する助成等	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■別幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■別幌町南の4番地 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町時半町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■
117	初山別村 遠別町 天塩町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する助成等・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に対する助成(補等等に) 空家・空地の情報 住宅改修の対する助成(特別で変)を空地の情報 住宅改修に対する助成(等に) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成等・空地の情報 住宅改修に対する助成等・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町常町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ お葉団地(平成8,9年案) 1LDK 33,000円/月 ■ 対内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(買貨) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 空家・空地の情報 住宅建助成設置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する 助成(補助) 空家・空地の情報 住宅で改修に対する 助交家・空地の情報 住宅で終いがする りで家・空地の情報 住宅と等 (購入)に 住宅と等 (は対する のでする のでする のでする のでする のでする のでする のでする ので	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■別幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■別幌町栄町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ク陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(甲死8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(購入) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を助成。ただし、建築主体工事
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する 助成等 空土地の情報 住宅建築(購入)に 対する助成等置等に 対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する 助成。空地の情報 住宅改修に対する 助成。空地の情報 住宅では 受力を ので、 でもので、 できる。 でもので、 でもので、 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町市6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(買貨) は宅(買貨) は宅(買貨) は宅(買貨) は完成できたまたの方円と加工事費を対象に上限25万円を助成(25%) 住宅(賃貸) 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地」(4区画) 100坪: 3年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する助成家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成(等助) 空家・空地の情報 住宅建築(購入)に対する助成等・空地の情報 住宅建築(購入)に対する助成等・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 左頭地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 左頭地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅をリフォームした場合に50万円以上の工事費を対象に上限25万円を助成(25%) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地(4 区画) 100坪: 3 年間土地を無償で貸付けしての間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けけた土地を無償で譲渡。
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅改修に対する 空家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅は動成のでは、 住宅を動成のででは、 住宅を動成のででは、 住宅では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■別傾町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■別幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■別幌町常町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■別幌町栄町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ 西内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地」(4区画) 100坪: 3年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/1
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅改修に対する助成家・空地の情報 土地の販売・分譲 住宅建築(購入)に対する助成(補助) 空家・空地の情報 住宅改修に対する助成(等助) 空家・空地の情報 住宅建築(購入)に対する助成等・空地の情報 住宅建築(購入)に対する助成等・空地の情報	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南の4番地 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南の条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ 西内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地」(4区画) 100坪: 3年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) —区画約500㎡ 1,500円/人
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・分譲 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住宅の関係で、企業のの情報 は対する助のの情報 住宅の関係ので、企業ののでは、企業ので、企業ののでは、企業ののでは、企業のでは、のでは、のでは、のでは、企業のでは、企業のでは、のでは、企業のでは、のでは、企業のでは、企業のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町末町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町末町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 左頭地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用3分の1を助成住宅(購入) 住宅をリフォームした場合に50万円以上の工事費を対象して宝賃貸) 住宅(賃貸) 「下頓別地区「ふること定住促定宅地(4区画) 100坪: 3年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 「宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/何可房に屋宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(町の家屋評価額を基準に上限120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置
1117 1118 1119 121	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅である。空地の情報 住対するのででは、「購等等に対するのででは、「は対するのででは、「は対するのででは、「は対するのででは、「は対するのででは、「は対するのででは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、「はないではないでは、」はないでは、「はないでは、」はないでは、はないではないでは、はないでは、はないではないでは、はないではないでは、はないでは、はないでは、はないではないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないではないでは、はないではないでは、はないではないでは、はないでは、はないでは、はないでは、はないではないでは、はないでは、はないではないでは、はないではないでは、はないでは、はないではないでは、はないではないではないでは、はないでは、はないではないではないでは、はないではないではないではないではないでは、はないではないではないではないではないではないではないではないではないではないで	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町市南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町栄町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■夕陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■若葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 ■ お葉団地(平成8,9年案) 1LDK 33,000円/月 ■ 対内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(買資) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地」(4区画) 100坪: 3年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/1町内に住宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(町の家屋評価額を基準に上限120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の7割の補助金を交付
1117 1118 1119 121 122	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・分譲 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住宅の関係で、企業のの情報 は対する助のの情報 住宅の関係ので、企業ののでは、企業ので、企業ののでは、企業ののでは、企業のでは、のでは、のでは、のでは、企業のでは、企業のでは、のでは、企業のでは、のでは、企業のでは、企業のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町末町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■左葉団地(平成8,9年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅をリフォームした場合に50万円以上の工事費を対象に投資(賃貸) 住宅(賃貸) 情察住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持第住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地」(4 区画) 100坪: 3 年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/回 同下住保達団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/回 同常住宅と建設条例に基づき豊富町にて、120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の7割の補助金を交付
1117 1118 1119 121 122 123	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・分譲 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住さっている。 住さのでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町米町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 左頭地(平成8,9年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別才定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(賃貸) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅の完成後に50万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地(4区画) 100坪: 3 年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/1 町内に住宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(町の家屋評価額を基準に上限120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の7割の補助金を交付豊富町サロへソ住宅建設条例に基づき豊富町に住宅を建設する住民に対し、建設費の一部を助成。地域の特性を生かした住宅:300万円、一般住宅:100万円
1117 1118 1119 121 122 123	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・賃賃 住宅の販売・受地の情報 産生・空地の販売・労働・会のでは、「購等等に対するのででは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きのでは、「大きの、「大きのでは、「大きの、「大きのでは、「大きの、「大きのでは、「大きの、「大きのでは、「大きの、「大きの、「大きの、「大きの、「大きの、「大きの、「大きの、「大きの	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南の4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南の4番地 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南の4番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町帯町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 1LDK 33,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別村定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅を施工した場合は150万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地(4 区画) 100坪:3 年間とから、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/1町内に住宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(町の家屋評価額を基準に上限120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の7割の補助金を交付 豊富町サロベツ住宅建設条例に基づき豊富町に住宅を建設する住民に対し、建設費の一部を助成。地域の特性を生かした住宅:300万円、一般住宅:100万円
1117 1118 1119 121 122 123	初山別村 遠別町 天塩町 猿払村 浜頓別町 中頓別町	土地の販売・分譲 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・賃貸 住宅の販売・分譲 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住宅の販売・分割 住さっている。 住さのでは、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部では、一部	(5人槽まで)を限度に補助。 土地 ■羽幌町南町4番地 (2区画) 296.25~298.53㎡ 154万~155万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 382.57㎡ 309万円 ■羽幌町南6条6丁目 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■羽幌町米町104番地 (1区画) 418.40㎡ 217万円 ■公営住宅羽幌町寿町団地(昭和53年築) 3DK 15,500~25,800円/月 ■ 左頭地(平成8,9年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 ■ 方陽ヶ丘団地(昭和58年築) 3DK 20,000~25,000円/月 町内に住所を有する者が、町内の住宅をリフォームした場合、100万円以上の経費に対し定額助成(上限20万円)。 土地 初山別才定住促進団地を設置し、定住しようとする方に村が供給する団地を貸付る。 本村に住宅を建設する方に対し、必要な資金を貸付けするこにより、住宅建設の促進と住環境の向上を図る(450万円)。 排水処理施設に接続するための工事費用 3 分の 1 を助成住宅(購入) 住宅(賃貸) 住宅(賃貸) 持家住宅の完成後に50万円を助成。ただし、建築主体工事契約で村内に本社の住所を有する企業と契約し、当該持家住宅の完成後に50万円を加算。 下頓別地区「ふるさと定住促進宅地(4区画) 100坪: 3 年間土地を無償で貸付けし、この間に自家住宅を建設し居住した場合、貸付けた土地を無償で譲渡。 土地・住宅(購入・住宅(賃貸) 宮下定住促進団地(5区画) 一区画約500㎡ 1,500円/1 町内に住宅の新築・増改築に対して経費の一部を助成(町の家屋評価額を基準に上限120万円) 専用住宅(店舗併設可)10人槽以下の合併処理浄化槽設置経費の7割の補助金を交付豊富町サロへソ住宅建設条例に基づき豊富町に住宅を建設する住民に対し、建設費の一部を助成。地域の特性を生かした住宅:300万円、一般住宅:100万円

市町村名 概 要 空家・空地の情報 土地 土地の販売・分譲 市有地の売り払い (16区画) 230-163.3~3,432万円 (平成24年12月)	. 2.000 m²
土地の販売・分譲 市有地の売り払い (16区画) 230- 163.3~3,432万円 (平成24年12月	. 2 000 m²
131 網走市 住宅改修に対する 住宅を取得し、自ら居住する場合、市の 助成等 (50万円以上限度額500万円)を利用で 住宅設備設置等に 住宅用太陽光発電システムを設置する	きる 。
対する助成(補助) たしているもの)に、1件あたり9万円の	D補助金を交付。
住宅建築(購入)に 住宅の新築、中古住宅の購入、住宅の 対する助成等 一定の条件に当てはまれば奨励金を	
132 津別町 住宅設備設置等に 対する助成(補助) は12万円)。	
ペレットストーブを設置した場合、補助金空家・空地の情報 町内の不動産業者が扱っている土地	
報の提供。 報の提供。 報の提供。 135 斜里町 住宅設備設置等に 住宅用太陽光発電システムを新たに	設置する場合(必要要
対する助成(補助) 件を満たしているもの)、1kWあたり (上限35万円)。 土地の販売・分譲 定住促進宅地分譲地(3区画) 190坪	
土地の販売・分譲 定住促進宅地分譲地(3区画) 190坪 住宅建築(購入)に 新築住宅を購入される方は1件50万	
136 清里町 対する助成等 れる方は取得価格を交付額とし、上限内に営業所がある事業者で新築住宅円を加算、小学生以下の子どもがいる円した限100万円)を加算。	を建設する場合50万
空家・空地の情報 土地・住宅(購入)	
住宅設備設置等に ■合併処理浄化槽を設置に要する費月 対する助成(補助) ■会供処理浄化槽を設置に要するよと地方	
対する明成 (補明)	
■戸建て及び店舗等の併用住宅に太 設置する場合、設置費用の一部を補	
住宅改修に対する 住宅等のリフォームを行う町民に対し 助成等 に相当する商品券を発行(上限20万甲	、当該工事費の20%
住宅設備設置等に ■太陽光発電システムを新たに設置す	「る方、または太陽光発
138 訓子府町 対する助成(補助)	
■合併浄化槽設置希望者に対し、町から事業分担金を一部徴収すること	とで負担を軽減。
住宅建築(購入)に 町内に住宅を新築した場合、50万円以 対する助成等 補助金を交付。	以上(平均100万円)の
住宅改修に対する 町内の住宅をリフォーム(30万円以上	
139 置戸町 助成等 割を町内で使用できる商品券で助成 住宅設備設置等に ■住宅用太陽光発電システムを設置 139	
対する助成(補助) 設置費の一部を補助(上限28万円) ■合併処理浄化槽を設置する場合に	
94万円~150万円の補助金を交付。	
土地の販売・分譲	,829,358円
■若佐地区勤労者住宅用地 (3区画) 356.551~356.901㎡ 862,851~8	863 698円
■浜佐呂間地区勤労者住宅用地 (4区	(画)
365.47~365.76m 939,258~940	
対する助成等 助成。 住宅改修に対する 町内の建設業者により住宅の増改築、	野友住空を改修する
助成等方に、費用の一部を助成	
住宅設備設置等に ■合併処理浄化槽設置整備に対し補 対する助成 (補助) ■町内業者施工による太陽光発電シ	
を助成 空家・空地の情報 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)	- W-1002_3013 V III
全家・空地の前報 工地・1生モ (購入)・1生モ (員員) 土地の販売・分譲 ■中湧別南団地 (10区画) 470~51	6㎡ 170~187万円
■第2はまなす団地(2区画) 472r ■美園団地(1区画) 425㎡ 154万	
142 湧別町 ■英國団地(1区画) 425m 1347. ■芭露団地(1区画) 300㎡ 49万m	
住宅建築(購入)に 対する助成等 団内に新築住宅を建設した場合50万 建設した場合100万円加算)	円(町内の建設業者で
住宅改修に対する (住宅を改修) た場合 経費の 2割を別	加成(上限20万円)。
助成等 空水・空地の情報 土地、・宅(賃貸)	
土地の販売・分譲 滝上町定住促進宅地分譲 (5区画) 903千円~1,439千円	298.20~474.95m³
143 滝上町 住宅の販売・賃貸 滝上町定住促進住宅(3戸) 2万円/	
住宅建築(購入)に 滝上町認証材活用住宅建設奨励補助 対する助成等 使用した住宅を、町内認定請負業者に た場合。最大200万円の補助。	
空家・空地の情報 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)	
	86千円
■興部町沙留(1区画) 329㎡ 1,18 土地取得に対する 村指定宅地に建設の場合、建設後104	86千円 ※全て町有地 年間は宅地使用料が
助成等 無料。 住宅建築(購入)に 村内に1戸建専用住宅を建設した場合	
145 西風部町 対する助成等 金。	
住宅改修に対する 助成等 単景村の景観形成指針に基づき、住宅 色にした場合、経費の1/2を補助1/2を構成した。	限:壁40万•屋根10万)。
■景観上阻害していると認定された原 経費の1/2を補助(上限100万円)。	
土地取得に対する 移住宅地において住宅建築予定者に 助成等 一定期間内に住宅を建築した際に無	
住宅建築(購入) に 町内に住宅を新築した場合、200万円 対する助成等 付。また、中学生以下の子供1人につき	を限度に補助金を交
(~平成27年度)	
住宅改修に対する 助成等 (上限100万円)を補助金として交付す	

	市町村名		概要
		住宅建築(購入) に 対する助成等	空家登録制度により契約された場合、最大で20万円の助用金を交付。
147	大空町	住宅改修に対する	
		助成等	最大で30万円の助成金を交付。
		住宅建築(購入)に	北方型住宅または省エネ基準を満たす住宅を、新築またに
		対する助成等	購入する若年世帯の夫婦に40万円分の商品券。
		住宅改修に対する 助成等	身体障害者または身体機能が低下した方が、床の段差の約 消や手すりなどを設置する場合、40万円を上限に補助。
1 40		住宅設備設置等に	
140	帯広市	対する助成(補助)	5万円を上限に補助。
			■CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)を住宅に
			設置する個人に、5万円を上限に給付。 ■潜熱回収型ガス給湯暖房機(エコジョーズ)を住宅に設
			する個人に、5万円を上限に給付。
140	立声师	住宅改修に対する	65歳以上の方や障害のある方などが居住している住宅に
149	音更町	助成等	し、補助対象となる工事を行う場合、費用の一部を助成(上 限20万円)。
		空家・空地の情報	土地
		土地の販売・分譲	■みのりの団地(36区画) 342~460㎡ 277.0~389.3万
			(太陽光設置者に最大58万円の助成措置有り)
150	士幌町		■中士幌東団地(2区画) 400.4~493.5㎡ 330.3~382.4万 ■士幌北団地/第2期(2区画) 534.04~540.29㎡
			410.6~459.2万円
			合併処理浄化槽を設置する場合、1基につき30万円の補助
		対する助成(補助)	金を交付。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲 住宅建築(購入) に	みなみ野団地(9区画) 407.5~499.98㎡ 1㎡あたり5,300 町内業者の施工により、町内に住宅を新築した場合、延べ床
		対する助成等	面積に応じ最高50万円分の町内で使用できる商品券を交付
151	上士幌町	住宅改修に対する	■町内業者の施工により、町内の居住住宅をリフォームし
		助成等	場合、対象経費の10%分(上限20万円)の町内で使用でる る商品券を交付。
			■町内業者の施工により、住宅の法改修を行った場合、
			20万円を超える経費に対し、10万円を限度に町内で使用
			できる商品券を交付。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) いずみ野団地 宅地分譲(23区画) 142坪~186坪
		土地の販売・分譲	13,000円/坪
		住宅建築(購入) に	
		対する助成等	が500万円以上の住宅を新築する者に、住宅建設面積1㎡
			たり1万円を商品券で助成(建設施工者が町内の場合上限 100万円、町外の場合上限50万円)。
152	鹿追町	住宅改修に対する	
		助成等	修で、改修費が20万円を超える場合、32万円を限度として
		介京提到要单 1-	品券で助成。 町内の住宅に住宅用太陽光発電システムを新設する場合
		対する助成(補助)	で、システムの経費(補助対象経費)が1kWあたり55万円
			以下のものに補助金を交付。太陽電池の最大出力値に7万円のあるに対象で、2000円は大阪の最大出力値に7万円のある。
		空家・空地の情報	円を乗じた額で、20万円を上限とする。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	■新得地区
			栄町団地(3区画) 432~572㎡ 374~457万円
			しらかば台団地(9区画) 431~1,184㎡ 288~743万 旧保健所跡地(1区画) 413㎡ 688万円
			■上佐幌地区/上佐幌団地(1区画) 840m 84万円
			■屈足地区/第2次新緑団地(5区画) 478㎡ 827万
152	新得町	土地取得に対する	
133	村 行四	助成等	団地を購入した場合、子供1名につき50万円(2名まで)を 補助。
		住宅建築(購入) に	
		対する助成等	(施工業者が町外の場合は30万円)を支給。
		住宅改修に対する 助成等	中古住宅を取得して改修する場合と、改修して賃貸として し出す場合に、改修費の30%(上限30万円)分の町内商品
		씨내자선	
		住宅設備設置等に	合併処理浄化槽(5人槽)を設置する場合65万円を補助
1 F 4	清水町	対する助成(補助)	
134	用小門	空家・空地の情報 住宅建築(購入)に	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 町内で町内業者により住宅を新築した場合、10万円相当の
155	#安町	対する助成等	商品券を助成。
133	芽室町	住宅改修に対する	
		助成等 空家・空地の情報	5%相当の商品券を助成(上限5万円)。
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸) 「ヴィレッジときわ野」完売につき、次期宅地分譲地を平成
		ユー・ビーンが入げ、7月 回教	26年秋に分譲開始予定。
		住宅建築(購入)に	
		対する助成等	■ もがいる方で、中札内村に移住するために住宅を新築」 は購入(中古住宅及び建売住宅を含む)した方に、新築
			場合1戸につき50万円、購入の場合取得価格の5%以
156	中札内村		内、限度額50万円を助成。
			■中札内スタイル基準を満たせば50万円、北方型認定は 30万円上乗せ。
			■新築住宅・中古購入住の固定資産税相当額を5年間助成
		住宅設備設置等に	■合併浄化槽設置工事費の90%、上限5人槽77万円、
		対する助成(補助)	7人槽91万円、10人槽112万円の補助金を交付。
	I		■太陽電池の最大出力値に7万円を乗じた金額を補助 (上限28万円)
		十地取得に対する	エ しっく ウェン/ にゅう・ン/ 口った。 とり にっか ロッキノ 川川付け / り 「
		土地取得に対する 助成等	あたり7,000円を減じた額を助成(限度額100万円)。
		助成等 住宅建築(購入) に	■新築(建売)住宅:住宅専用部分の延床面積(m)×10,000
157	更別村	助成等	■新築(建売)住宅:住宅専用部分の延床面積(㎡)×10,000 (限度額100万円)
157	更別村	助成等 住宅建築(購入) に	■新築(建売)住宅:住宅専用部分の延床面積(m)×10,000

	市町村名		概要
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	緑苑分譲地 (3区画) 495㎡ 270万円~285万円
158	大樹町	住宅設備設置等に	
		対する助成(補助)	100,000円の補助金を交付(上限40万円)。
			■内窓サッシを設置する場合に、窓の大きさによって 7,000円~18,000円の補助金を交付(商品券での交付)。
		土地の販売・分譲	■旭町住宅用地/幕別市街地(12区画) 325.15~327.40㎡
			332.4万円~361.9万円
			■緑町住宅用地/幕別市街地(1区画) 555.93㎡ 664.3万円
			■あおぞら団地/忠類市街地(4区画) 575㎡(全区画)
		()	175.3万円~178.8万円
		住宅建築(購入)に 対する助成等	■幕別市街地、忠類市街地に住宅を新築(購入、中古購入)した場合、幕別300万円、忠類200万円を上限に補助金を交付。
100	# DUM	N	■町内業者の施行により新築(購入)した場合、10万円相当の
100	幕別町		商品券(幕別町商工会発行)を交付。※上記補助と重複不可
		住宅改修に対する	町内業者の施行によりリフォームをした場合、5万円相当の
		助成等 住宅設備設置等に	商品券(幕別町商工会発行)を交付。 ■太陽光発電システムを新規設置する場合に、3 kWまで
		対する助成(補助)	■ A 陽元光电ンステムを利焼設直する場合に、3 kW まで 1 kWあたり4万円、3 kWを超える分については1 kWあ
			たり3万円で算出した額の補助金を交付(上限15万円)。
			■ペレットストーブを新規導入する場合に、補助対象経費
		から かせ <u>の</u> はお	の2分の1を乗じた額の補助金を交付(上限15万円)。
		空家・空地の情報 住宅改修に対する	住宅(賃貸) 町内の住宅をリフォームした場合、経費の1割を助成
161	池田町	仕七以修に対する 助成等	町内の住宅をリフォームした場合、経貨の「割を助成 (上限20万円)。
		住宅設備設置等に	合併処理浄化槽を設置する場合に、(5人槽525千円、7人槽
		対する助成(補助)	612千円、10人槽777千円)の補助金を交付。
		土地の販売・分譲	豊頃南町宅地分譲地(7区画) 537~825㎡ 81~125万円
162	豊頃町	住宅建築(購入)に対する助成等	新築(100万円、町内業者割増50万円、分譲地割増80万円) 中古(50万円、町内業者リフォーム割増70万円)
102	豆块町	住宅設備設置等に	下水道未整備地域において、合併処理浄化槽を設置する場
		対する助成(補助)	合に補助金を交付。
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
163	本別町	土地の販売・分譲	■勇足地区定住促進団地 (9区画) 557.77~654.60㎡
	1 33.3		118.4万円~138.9万円
		住宅建築(購入)に	■仙美里地区定住促進団地(1区画) 1414.83㎡ 283万円 町内の建設業者により施工される住宅の新築に100万円を
		対する助成等	町内の建設業者により肥工される住宅の刺菜に100万円を
164		住宅改修に対する	町内の建設業者により施工される住宅の増改築に100万円
104	足寄町	助成等	を限度に交付
		住宅設備設置等に	町内の公共下水道整備計画区域を除く地域内において、合
		対する助成(補助)空家・空地の情報	併浄化槽を設置する場合に140万円を限度に交付。 土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
		土地の販売・分譲	南町宅地分譲 (5区画) 448~570㎡ 197~248万円
		住宅建築(購入)に	住宅を新築(中古購入)した場合、条件に応じて50~250万F
		対する助成等	(現金、商品券)を交付。
166	浦幌町	住宅改修に対する	町内事業者の施工により、町内の住宅をリフォームした場合の発表の2割を映成(ト間50天円)
		助成等 住宅設備設置等に	合、経費の2割を助成(上限50万円)。 ■合併処理浄化槽を設置する場合に、1基につき100万円の
		対する助成(補助)	補助金を交付。
			■太陽光発電システムを導入する場合に、
	AMES -		出力値 1 kW当たり7万円(上限20万円)。
16/	釧路市	空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
171	標茶町	空家・空地の情報	土地·住宅(購入)·住宅(賃貸)
17 1	1357N PJ	土地の販売・分譲	麻生・平和地区分譲地 (32区画) 248~460㎡ 126~336万円
		住宅建築(購入) に	
172	弟子屈町	対する助成等	町内業者を利用する場合
172	Na 1 VEIm1	住宅改修に対する	 町内業者を利用する場合
		助成等 - 元州の情報	
		空家・空地の情報 土地の販売・分譲	住宅(購入)・住宅(賃貸) ■下幌呂夢の杜分譲地(10区画) 573~759㎡
		C-2/AX76 /J DB	327.8~435.5万円
173	鶴居村		■中幌呂分譲地(2区画) 565~651㎡ 191.8~227.2万円
.,,	₩9/E-13	住宅設備設置等に	■合併浄化槽を設置する場合に、5人槽以下は90万円、
		対する助成(補助)	5人槽を越えるものは110万円を上限に補助金を交付。 ■太陽光発電補助事業
			■太陽光発電補助事業 (1kWあたり7万円、3kW・21万円が上限)
		空家・空地の情報	土地・住宅(購入)・住宅(賃貸)
175	根室市	住宅設備設置等に	合併処理浄化槽を設置する場合、補助金を交付(人槽により
1/3		対する助成(補助)	850,000円~1,040,000円)。
		空家・空地の情報	土地
		1.10.00.00	
		土地の販売・分譲	■別海鶴舞町地区分譲住宅地 (1区画) 370 31㎡ 1 481 200円
176	別海町	土地の販売・分譲	370.31㎡ 1,481,200円
176	別海町	土地の販売・分譲	
	別海町標津町	土地の販売・分譲空家・空地の情報	370.31㎡ 1,481,200円 ■西春別駅前地区分譲住宅地 (2区画)





就業創業支援

3	美唄市	求人情報の提供	市の移住・定住情報ホームページに「ハローワークイン ターネットサービス」をリンク
		合同企業説明会	
		就職相談会等の実施	7月に市内合同企業説明会を実施(商工会議所主催) ■農業体験実習(30日以上60日以下の期間):
		農林水産業への就 業支援	■長耒体験美省(30日以上60日以下の期間): 1日あたり4千円の奨励金を支給
			■営農実習(6ヶ月以上2年以下の期間):新規就農支援資金
			の貸付(無利子融資)/単身者1ヶ月あたり15万円以内、 妻帯者又は同居人有1ヶ月あたり20万円以内
			■経営自立補助金、経営安定補助金、農用地等取得借入金
4	芦別市	起業(創業)支援	償還利子補給など。 ■新たに起業するために必要な施設の建築事業を行った
		起来(的来)又放	場合、対象経費の2分の1、上限100万円を補助。
			■空き地又は空き店舗を活用するために、100万以上の当記空き店舗の改修事業を行った場合、対象経費の2分の1、
			上限200万円を補助。土地・建物を賃借した場合、対象経費
		その他	の2分の1を1年間(上限月額5万円)を補助。 市立病院の看護師として従事する方で、市外から転入をう
			定している方に30万円以内、市内及び市外に居住されている方に就業支援金(上限10万円)を支給。
5	赤平市	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
		求人情報の提供	本市ホームページや窓口で情報提供のみ行っている
		農林水産業への就業支援	■農業研修生として最大2年間受入れ、新規就農へのノウハウ を習得してもらう。研修期間の家賃・研修費及び新たに就農し
		未又版	た場合の設備等取得・臨時雇用等の経費の一部を助成する。
			■農業後継者に対し、研修費及び農業関係学科等進学に 係る経費の一部を助成する。
			■新規就農者等に係る営農指導・技術指導に対する奨励金
6	三笠市	扫珠/创珠/士坪	を支給する。 ■古内でお業する場合、広端・東教託の新築(み版) 乳供等
		起業(創業)支援	■市内で起業する場合、店舗・事務所の新築(改修)、設備等 経費の一部を助成。
			■市内で起業する場合、ソフト事業(商品開発、後継者育成イベント、広告宣伝、研修等)経費の一部を助成。
		その他	看護師学校等の在学者に対し、卒業後、市立病院の看護師とし
			て勤務する等の条件で月額最大8万円を貸付けし、免許取得後、貸付けた期間と同じ期間、勤務した場合、償還を免除する。
7	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	起業(創業)支援	夜、貝内のた朔間と同じ朔間、新榜じた場合、資産を光味する。 産業チャレンジ助成金:市内で起業する場合、対象経費の
7	滝川市		1/3、上限100万円を補助。
		農林水産業への就 業支援	■新規就農希望者に対して農業研修を受けるための支援 ■新規就農後の農地の賃借料や機械等の購入した費用の
			助成
	T-1-1-1-		■就農前の研修期間(2年間)及び就農直後(5年以内)の 所得を確保するため、年間150万円を給付。(45歳未満)
8	砂川市	起業(創業)支援	■中心市街地で小売商業店舗等を起業する場合、店舗の
			新築について対象経費の10%を助成(上限額有り)。 ■中心市街地で小売商業店舗等を起業する場合、空き店舗
			の購入または賃貸借について、改装費及び家賃を助成
_		起業(創業)支援	(上限額有り)。 民間事業者が市内において実施する事業において、助成対
9	歌志内市	* L 1	象事業に要する経費(運転資金を除く)の3分の2以内を交付
		求人情報の提供 農林水産業への就	市のホームページに掲載。各公共施設に情報紙を設置。 ■新規就農予定者の研修期間中に市が保有する住宅を
10	深川市	業支援	無償貸与
		起業(創業)支援	■就農確定時に就農支援資金(個人200万円)を交付 市内特定地域の空き地・空き店舗を活用し起業する場合、
			改装等に係る費用及び、家賃賃借料の一部を助成。
			新規就農予定者及び研修受け入れ農家に対し、2年以内の
12	奈井江町		
12	奈井江町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置
12	奈井江町	業支援 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知
12	奈井江町上砂川町	業支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき
		業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。
		業支援 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。
		業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供
13	上砂川町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づきま業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を見に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載)
13	上砂川町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。
13	上砂川町由仁町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワークなどの求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月。
13	上砂川町由仁町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワーク求どの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 要支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	期間で月額5,000円を助成。 「ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 「町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) 「新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月家賃助成。 「表演員成、江別ハローワーク管内の求人情報の提供
13	上砂川町由仁町	業支援 求人情報の提供 をの他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を張賃助成。
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 夕張、千歳、岩見沢、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策、新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開展までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 農林水産業への就	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●類規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 「製工・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワークなどの求人情報を提供 10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、農関期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ・●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 の費用の記述を指述して、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 は、21月次、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策、新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開店までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を見
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 歌人情報の提供 農林水産業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 のロックを表した場合10万円/月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ● 新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ク張、千歳、岩見沢、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策、新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開加までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を見成します。
13 14 15	上砂川町 由仁町 長沼町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 農林水産業への就 業支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農関期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 夕張、千歳、岩見沢、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策、新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開加までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を財成します。 ■新設した企業施設の固定資産税を5年間免除
13 14 15 16 17	上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 新十津川町	業支援 求人情報の提供 老の他 求人情報の提供 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農関期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 夕張、千歳、岩見沢、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策、新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開加までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を財成します。 ■新設した企業施設の固定資産税を5年間免除
13 14 15 16	上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 歌人情報の提供 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●類規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 の表述に対策・新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開加までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を助成します。 ■新設した企業施設の固定資産税を5年間免除 ■空き店舗を改装した場合、経費の1/2を補助(上限100万円)。
13 14 15 16 17 19 20	上砂川町 由仁町 長沼町 用形町 新十津川町 妹背牛町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 農大水産業への就 業支援 農大水産業への就 業支援 農大水産業への就 業支援 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 夕張、千歳、岩見沢、江別ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策・新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円) 町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開加までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を見成します。 ■新設した企業施設の固定資産税を5年間免除 ■空き店舗を改装した場合、経費の1/2を補助(上限100万円)、ハローワークなどの求人情報を提供 後継者等が就農した場合、お祝い金として5万円を支給。 満45歳以下の方で、新たに町内で農業に就業し定住する
13 14 15 16 17	上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 新十津川町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 の現まが、江川ハローワーク管内の求人情報の提供、農業担い手対策:新たに就農する方への経営安定化に対する助成(月額25,000円)町内指定区域の空き店舗を活用して開業をする場合、開店までの費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を見ていて起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を見ていて起業する場合、経費の1/2を補助(上限100万円)、ローワークなどの求人情報を提供後継者等が就農した場合、お祝い金として5万円を支給。満45歳以下の方で、新たに町内で農業に就業し定住する方に対し単身世帯10万円、家族世帯20万円を交付。
13 14 15 16 17 19 20	上砂川町 由仁町 長沼町 用形町 新十津川町 妹背牛町	業支援 求人情報の提供 起業(創業)支援 その他 求人情報の提供 農林水産業への就 業支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援 起業(創業)支援	期間で月額5,000円を助成。 ■ハローワークからの求人一覧表を窓口に設置 ■町広報に掲載し周知 町内で起業する場合、上砂川町企業振興促進条例に基づき事業場の新増設にかかる設備整備費として5,000万円を上限に助成。 町外の方が、すでに町内の事業所に正規社員として就職していて、町内に転入した場合10万円を交付。 ハローワークなどの求人情報を提供 ハローワーク求人情報(町ホームページ掲載) ■新規就農を目指す研修生に、農閑期間中4カ月を限度に10万円/月の研修生活維持費を助成。 ■新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規就農を目指す研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規は農を目よず研修生に、24カ月を限度に1.5万円/月を家賃助成。 ●新規は農産の費用の1/2を助成(限度額150万円)。 農業実習生として3年間受け入れ、就農に必要な技術習得を支援する。就農の際には助成や貸付け等の制度あり。 町内で起業する場合、事業費と創業に係る費用の一部を助成します。 ■新設した企業施設の固定資産税を5年間免除 ■空き店舗を改装した場合、経費の1/2を補助(上限100万円)、ハローワークなどの求人情報を提供 後継者等が就農した場合、お祝い金として5万円を支給。 満45歳以下の方で、新たに町内で農業に就業し定住する

	市町村名		概要
	15231312	農林水産業への就	■女性実習生(1~5ヶ月)の受け入れを行い、
		業支援	日額3,500円と食費500円を支給する。 ■農業研修生(4~5ヶ月)の受け入れを行い、
24	沼田町		■長耒研修生(4~5ヶ月)の支げ入れを行い、 日額3,500円と食費500円、住宅料、研修費を支給する。
			■新規参入した場合、最長2年間の期間について
		起業(創業)支援	月額7万5千円を支給する。 ■移住して1年以内に起業した場合、最高で100万円を助成。
		求人情報の提供	札幌市就業サポートセンター:
			ハローワークと民間職業紹介事業者が、共同窓口を設置して無料の職業紹介を実施。また再就職希望の女性や中高年
			に無料り職業指針を実施。また再就職布室の女性や中尚年齢者を対象としたセミナー、カウンセリングなどの再就職
		A - A - W - W - D - A	支援を実施。
25	札幌市	合同企業説明会 就職相談会等の実施	年2回 秋と冬に合同企業説明会を実施
	10,50-1-	起業(創業)支援	創業•雇用創出支援資金:
			市内で創業する場合(雇用等の条件あり)、運転資金及び設 備資金として5,000万円を上限に、年率1.10%以内で10年
			以内の期間で融資。
		その他	札幌市企業向け若年層雇用安定助成金: 若年求職者を正 規雇用する中小企業等に20万円を支給
27	千歳市	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
		求人情報の提供	恵庭市通年雇用促進協議会ホームページ内にて提供
		合同企業説明会 就職相談会等の実施	恵庭市合同企業就職説明会
28	恵庭市	起業(創業)支援	■恵庭市空き店舗対策事業:家賃の50%補助(月額75,000円
			上限)、恵庭市内の6箇所の商店街を対象に実施。
			■中小企業振興融資制度
		求人情報の提供	■起業者向けセミナー「恵庭起業塾」の開催 市内にジョブガイド北広島を設置しており、市内及び近郊
			の求人情報を毎日更新し提供している。
		合同企業説明会 就職相談会等の実施	ジョブガイド北広島内に担当職員がおり、求人紹介等を行っている
29	北広島市		100 10
		業支援	資材購入費、農地賃借料等を1年30万円(60万円/2年)を
		起業(創業)支援	上限に助成。 コミュニティビジネス創造事業を市内で起業する際に、対
		起来(的来)又成	象経費の1/2(上限100万円)を助成。
		求人情報の提供	■市役所内に設置した施設にハローワーク札幌北の職員 が党駐し、無料で仕事(職業)の担談と紹介を実施
			が常駐し、無料で仕事(職業)の相談や紹介を実施。 ■ハローワーク求人情報を、市内6か所に設置(毎日更新)。
30	石狩市	農林水産業への就	■新規就農者への助成:①家賃×1/2(月2万円上限)
		業支援	②農地賃借料×1/2(3年限度)
			■新規就漁者への助成:家賃×1/2(月2万円まで3年間 限度)を補助
33	小樽市	求人情報の提供	ホームページにハローワークをリンクさせている
33	3 44.15	起業(創業)支援	商店街や市場への起業に対し、必要な研修費用や家賃を助成。
34	島牧村	農林水産業への就 業支援	後継者育成条例による一次産業就労者向けの助成支援
35	寿都町	農林水産業への就	■一次産業就労者向けの住宅の整備
	V) EDF-J	業支援 起業(創業)支援	■後継者育成条例による一次産業就労者向けの助成支援
		起来(剧来)又扳	■新規開業事業を行う場合 <補助対象経費>
			・需用費のうち消耗品費及び修繕料、委託料、使用料及び 賃借料(店舗部分の建物及び店舗に附属する備品に限る)。
			•工事請負費
			- ・備品購入費(居住に要する部分、倉庫部分等の店舗以外 - の部分を除く。)
			<補助率及び補助額>
36	黒松内町		事業着手の属する年以後3年の間を限度に支払済の経費 (借入金によるものを除き、借入金の元利返済を含む。)の2
			分の1以内とし、初年度300万円、以降100万円を限度とする。
			■優良食品販売促進事業を行う場合 <補助対象経費>
			へ補助対象程員と 需用費のうち印刷製本費、委託料(既製品の購入費は除
			│ く。容器包装資材の使用見込量の3年分を限度とする。) │ <補助率及び補助額>
			3分の1以内とし、50万円を限度とする。
			本町に定住する新規就農者で、農地法又は農業経営基盤強
		業支援	化法に基づき農地を取得し、又は農地の使用収益権を有し ている者(新規就農奨励金)。
37	蘭越町	起業(創業)支援	起業化促進奨励事業:本町を所在地として、新たに対象事
51	INJACAM J		業所等を開設する者。他の事業所の実質的支配を受けていないもの(20万円)。
		その他	就業奨励金、就職奨励金、農業大学校等奨学事業、結婚祝い
		* ### * ##	金(それぞれに条件あり)
		求人情報の提供 起業(創業)支援	ハローワークなどの求人情報を提供 ■建物の新築等に要した工事費の3分の1以内を助成
38	ニセコ町	足术(的)未/义饭	■建物の利象等に安した工事員の3万の1以内を助成 (限度額150万円・条件あり)
20	_ C _ P]		■運転資金200万、設備資金200万、両資金を併せて1企業 200万円をト限レー特別融資の保証料を助成(条件を収)
			300万円を上限とし、特別融資の保証料を助成(条件あり)。 ■固定資産税を3年間免除(条件あり)
		農林水産業への就	新規就農者が活用した「北海道就農研修資金」、「就農準備
		業支援	金」及び「北海道就農施設等資金」の返済額に対し補助金を
41	喜茂別町	起業(創業)支援	交付。 新たに起業する、または新たな事業を行うため、開業時に
		之未(四)未/义]及	必要となる経費に対し、開業した日から1年を経過した後
		サ / 桂却の担任	に補助金を交付。
42	/B/rpchm-	求人情報の提供 起業(創業)支援	町HPにハローワークHPのリンク先を掲載 倶知安商店連合会区域の空き店舗を利用して出店する事
43	倶知安町	之未(四)未/义]及	業者で、一定の要件を満たす場合、家賃を補助(月額家賃の
		豊林水産業への学	3分の1以内で5万円を限度)。 46歳未満の新規就農者が、町長の認定を受けた就農計画
50	仁木町	農林水産業への就 業支援	40威木満の新規机展者が、可長の認定を受けた机展計画を達成したと認められる場合に50万円支給する。

	市町村名	***************************************	概要
		農林水産業への就業支援	■新規就農者に対し農業研修体制を整備
51	余市町	未又饭	■新規就農者に対し家賃の助成を行い円滑な研修を支援する。助成期間は研修期間とし、助成額は家賃の2分の1以内とし、月額10,000円を限度とする。
52	赤井川村	農林水産業への就業支援	新規就農研修生として2年間受け入れ、就農へのノウハウを習得してもらう。就農後の農地借入に対する助成制度等あり。
		求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
		合同企業説明会	■ジョブフェア(合同企業説明会)を実施
53	室蘭市		■就職サポートプラザ室蘭で、UIターン希望者の就職相談等を実施。
54	苫小牧市	求人情報の提供	ハローワークの求人情報を提供
		求人情報の提供	キャリアカウンセラーの設置
		起業(創業)支援	■市内の指定区域の空き店舗を活用して、小売業・飲食業・
			サービス業などを行う場合の、空き店舗の賃借料を交付。
55	登別市		■市内における、地域の資源や技術を活用した新たな地場 産品の創出、新たな技術の事業化、新たなサービスの提 供等を行う起業家の事業を支援するため、事務拠点開設 費、商品化推進費などにかかる経費の1/2を補助(最高 2 年、上限300万円)。
		起業(創業)支援	中心市街地において新たに開業等を行うために必要な施
56	伊達市		設の建築、改築等を行った場合、対象経費の2分の1補助 (新規開業、新分野進出等の場合上限100万円、事業拡大及
		曲井小立業への計	び移転進出の場合は上限50万円)。 ■農業経営に必要な農用地の購入、農業用施設等の取得及
			■長耒程呂に必要な長用地の購入、長耒用施設等の取得及び家畜等を導入するなど初期投資にかかる経費(対象経)
		10000	費の限度額500万円)の2分の1以内を補助。
			■農地法及び農業経営基盤強化促進法等により、農用地及び農業経営基盤強化促進法等により、農用地及び農業経営基盤強化を経済を持ちます。
			び農業用施設の賃貸契約を締結する期間のうち、最大5 年間まで賃貸料の2分の1を奨励金として助成。
			■農用地等を取得後、最初に賦課された固定資産税の額の
			2分の1を奨励金として助成。
			■農業に従事するための新築住宅を購入する場合は、
			100㎡を限度として1㎡あたり1万円を助成。 ■農業に従事するための中古住宅を購入する場合は、
	dts \+2m=		■晨業に従事するにのの中古仕宅を購入する場合は、 100㎡を限度として1㎡あたり5千円を助成。
57	豊浦町		■農業に従事するための宅地を取得する場合は、
			100㎡を限度として1㎡あたり3千円を助成。
			■農業に従事するための住宅を賃借する場合は、月額1万 5千円を限度として賃借料の2分の1を最大5年間助成。
			■新規就農希望者には、研修経費として独身者の場合月額
			10万円、妻帯者の場合月額20万円を、原則として1年間貸
		打₩/AI₩\+₩	付する(免除制度あり)。
		起業(創業)支援	■豊浦町に事業所をつくる方を対象に、対象経費の半額を補助(200万円以内)。
			■新設のための評価額が3,000万円以上、従業員が10人以
			上の事業所を新設する場合は、固定資産税の50%相当額
		典林水産業への計	を3年間奨励金として助成。 ■就農研修を修了した新規就農者の農用地の取得に対し
		業支援	て、就農開始時から1年以内で年50万円を限度として助
			成する。
58	壮瞥町		■就農研修を修了した新規就農者の農用地の貸借料に対して、就農開始時から5年間1/2以内で年10万円を限度と
50	1111-1		して助成する。
			■就農研修を修了した新規就農者及び就農後継者の農業
			用施設及び機械等の取得に対して、就農開始時から1年 以内で年200万円を限度として助成する。
		求人情報の提供	移住HPでハローワーク情報を提供
			地域おこし協力隊として、森林資源を活用しつつ生計を立
60	厚真町	業支援	てることを目指す者に対し、最大3年の助成金(168,000円
		起業(創業)支援	/月 住宅・車・消耗品手当)あり。 町内で起業する場合、店舗・事務所の新築(改修)、設備の購
		心未(引未)文抜	町内で起業する場合、店舗・事務所の新築(改修)、設備の購 入資金として無利子で500万円を上限に融資。
		求人情報の提供	ハローワークの求人情報を提供
61	洞爺湖町	起業(創業)支援	空き家、空き店舗を活用し、地域に根ざした特色ある
			ショップ開業者、起業者等に対し店舗改装費、備品購入費、 家賃を補助する。
		求人情報の提供	
		農林水産業への就	
65	安平町	業支援	新規就農者や後継者へ20万円の奨励金の支給
		起業(創業)支援	商工業における新規経営者や商工業後継者へ20万円の奨 励全の支給
		農林水産業への部	励金の支給 農業体験1~3年受入。その後希望があれば、研修農場に
63	むかわ町	業支援	了研修(2年間)。
64	日高町	求人情報の提供	町内求人情報の提供
	TT De me		■就農時に農業施設、機械等の購入資金の1/2を助成
65	平取町	業支援	■家賃の1/2を助成する(上限月額15,000円)
		求人情報の提供	■賃貸住宅の斡旋(研修期間のみ) 窓口にチラシを設置、町HPにリンクを貼っている。
		求人紹介	
			■町が委嘱する農業支援員として、2年以上研修を受け、町
		業支援	内に就農した者に100万円の助成金を交付(新冠町担い
	新冠町		手協議会単独事業)。
66	初几世		■地域農業者と協議のうえ、町が作成する「人・農地プラン」 に位置づけられた原則45歳未満の独立自営型の新規就
66			農者(ただし、前年所得が250万円未満の者)に、年間150
66			
66			万円を経営開始から最長5年間支給。
66			

	市町村名		概 要
		求人情報の提供	ハローワーク浦河の情報をホームページで提供
		農林水産業への就業支援	■就農研修補助金:15歳以上40歳未満の新規就農者に 就農研修期間中、月額8万円を補助します。
		1112	■就農支度補助金:就農研修終了後、15歳以上40歳未満の 新規就農者に対し、100万円を補助します。
67	浦河町		■経営安定補助金:新規就農者に対し、就農開始年度の
			翌年から3年間必要な農業経費の2分の1(上限100万円を補助します。
			■漁業担い手支援事業:漁業後継者、漁業希望者、 新規就漁者に対して条件により補助。
		求人情報の提供	ハローワーク浦河の情報をホームページで提供
	144 /IN I I I I I	農林水産業への就業支援	■新たに農業経営に取り組む意欲のある担い手の確保を 図るために、新規就農者の研修等費用及び就農に必要
68	様似町		施設等を整備する費用を補助する。
			■新規就農予定者への農業技術の研修等を行うため、 夏秋取りイチゴ用ハウスと付帯設備一式を整備する。
69	えりも町	求人情報の提供	ハローワーク浦河の情報を提供
			■新規就農を目指す方で、3ヵ月以内の農業体験実習を行う
		業支援 	場合、日額3000円(住み込みの場合1,500円)の手当を支料 ■新規就農者となる予定の方で、2年の就農研修を行う
			場合、日当6,000円の支給。
			■就農研修を受けるための交通手段を確保できない方に
70	新ひだか町		対し、自動車等購入費用10万円以内を1回限り支給。
			■就農研修を受ける方が借家に住む場合、月額3万円の支料
			■就農研修期間中3か月を超える研修を終えた場合、 帰省に係る費用3万円以内を1回限り支給。
		その他	町民が抱いている地域ブランドづくりへの補助
			(上限50万円:補助対象経費の1/2以内、下限10万円)
		求人情報の提供	函館市しごと相談センターにおいて、職業相談や紹介、E 刊求人情報の提供を行っている。
71	函館市	合同企業説明会 就職相談会等の実施	図館地域合同企業説明会を実施
71	전투다니	起業(創業)支援	■市内での起業希望者の事業計画を募集し、認定した計
			の実施に要する費用の一部を補助。
		起業(創業)支援	■市内での起業希望者を対象に起業塾を開催北斗市内に事業の拠点を設け、新たに起業化に取り組む
72	北斗市	起来(剧果)又版	(個人や会社)から「起業化計画」を募集し、市長が認定し
12	140-4111		ものに対し、その計画内容により100万円、200万円、300円円、300万円、50
		求人情報の提供	円、400万円、500万円の5区分より補助金を交付する。 ■ハローワークから提供のあった求人情報のみ紹介
73	松前町	カン NIFTK ツが正六	■ 就職サポートセンター(町)へ求人依頼のあった情報の
			提供
		求人情報の提供	函館圏域、近隣町村のハローワークで提供している情報 町ホームページ紹介
		農林水産業への就	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		業支援	以内、指導農家助成金月額3万円、研修支援金年額15万 (年3回分)。
74	福島町		■漁業就労奨励金30万円、漁業従事研修助成金50万円、
			住宅料支援金月額4万円以内、漁業研修助成金50万円
			を限度とし対象額の1/2の額(ただし、公的収入があ 場合け その額を控除した額を対象額とする)
		起業(創業)支援	場合は、その額を控除した額を対象額とする)。 町内において起業を目指し、新たな雇用を創出する事業
			実施する場合、100万円を限度として交付。
	hn i m	求人情報の提供	求人情報を庁舎ロビーに配置
75	知内町	農林水産業への就 業支援	■新規就業者のビニールハウス新規導入費用の一部助所
			■新規就農支援(技術、経営)農家への助成 新たに就農した場合、200万円を無利子で貸付する。継続
80	八雲町	農林水産業への就 業支援	新たに脱長した場合、200万円を無利子で負付する。経析 して営農した場合は免除規定あり。
02	;⊤¥m+	起業(創業)支援	江差町企業立地の促進及び雇
82	江差町		用の奨励に関する条例を制定 (対象要件に該当すれば助成する・上限額有)
		農林水産業への就	■農業奨学生に対し、就学補助金として年額30万円を
		業支援	在学期間中交付する。
			■農業研修生に対し、研修補助金として次に掲げる補助金を交付する。
			国内研修:20万円を限度として参加負担金の2分の1の額
			国外研修:30万円を限度として参加負担金の2分の1の
			■新規就農者に対し、次に掲げる補助金を交付。 経営自立補助金:農業経営開始時における農用地等の
84	厚沢部町		年間賃借料の2分の1の額を契約締結時から5年間交付
			経営安定補助金:農業経営開始時から1年以内に取得し た農用地等に賦課される固定資産税相当額を当該固定
			資産税が賦課された年から5年間交付
			■Uターン就農者及び新規就農者に対して、次のとおり 類別会をなけまる。
			│ 奨励金を交付する。 │ 交付は1人又は1世帯につき1回限り。Uターン就農者に
			対し、Uターン就農奨励金として50万円を交付。新規就
		農林水産業への登	農者に対し、新規就農奨励金として100万円を交付。 産業担い手育成条例により、諸条件に合致するものにつ
	++ += += m+	農林水産業への就 業支援	 ては奨励金等を交付。
00	せたな町	起業(創業)支援	企業立地促進条例により、諸条件に合致するものについ
88		起来(的来)又放	は固定資産税納付額分の奨励金を交付。

市町村情報

	市町村名	☆ ↓ 桂起の担件	概 要 HP、配信メール、SNSで周知
		求人情報の提供 求人紹介	ロア、日に行
		200ml	ることを目的に、名簿登録制度を実施。町内各事業所から
			の求人情報を取りまとめ、名簿登録者のニーズにあった情報を提供。
103	南富良野町	農林水産業への就	
		業支援	なるべく農業高等学校や農業に関連する大学進学支援
		+744(20144) +147	(支給金額 月額5万円)
		起業(創業)支援	町内に、商工業用施設などを整備する商工業者、および 2以上の商工業者が行うサービス事業を対象に費用の
			一部を町が助成。
		農林水産業への就 業支援	新規就農希望者が村内の農家で実習を行った場合、最大3年間 実習補助月額7万円、住宅補助として月額3万円を助成する。
104	占冠村	起業(創業)支援	村内で新規起業する場合、開業支援として商品券20万円分
		1271(13711)2032	を交付する等(各種要件あり)。
		農林水産業への就	■就農し1年経過後奨励金を交付 (後継者50万円、新規参入者100万円)
		業支援	■研修中の家賃及び上下水道料の基本料金を全額補助。
105	1n⇔Mr		(最大2年間)
105	和寒町		■農地の取得等に対し補助(取得:田15,000円/10a
		起業(創業)支援	畑5,000円/10a 賃貸:1/2を5年間) ■町内で開業し、1年経過後に奨励金100万円を助成。
		起来(周末)又版	■事業用建物の新築・購入に対し、50万円を限度に助成。
106	剣淵町	農林水産業への就	農業機械研修、農業知識・技術及び経営管理能力を習得す
100	KJMIPJ	業支援	ると認められた研修。
		農林水産業への就 業支援	新規就農予定者に対し2年を限度に月額200,000円以内を 貸付。(無利子、5年間の農業経営で償還免除)
107	 下川町	起業(創業)支援	■当該経費の2分の1以内を補助、限度額250万円
10/	[·/·[m]		(小規模ビジネスの場合50万円)。
			■事業資金として200万円以内の融資。利率から1%減じて 保証料率の2/3以内を加えた率に相当する額を利子補給。
100	羊 次四寸	農林水産業への就	新規就農支援事業:農業を目指す方で、配偶者など共同で
108	美深町	業支援	就農を希望する方対象。審査あり。
100	音威子府村	農林水産業への就業支援	農業後継者として新たに農業に従事する方に対し奨励金 50万円を交付。その他、農業者に対する各種補助金交付・
100	נוינית נאמם	未又成	利子補給制度あり。
			中川町新規就農者誘致特別措置条例に基づき、営農技術取得の際は、
		業支援	得費の助成や、農用地等の取得の際に借り入れた制度資金 の一部を助成する。
110	中川町	起業(創業)支援	町内で事業化計画を実行しようとするものに、事業化に要
			する経費の3分の1(上限300万円)を補助。また運転資金、
			設備資金のために融資(上限200万円)の斡旋及び利子補 給(年1.5%または貸付金利の2分の1の低い方)を行う。
			留萌市地域農業担い手育成センター業務を市で行ってお
		業支援	り、就農相談に応じている。
112	留萌市	起業(創業)支援	■新規創業支援:事業(設備)資金として1,000万円を上限 に融資
			■起業・経営改革支援:対象経費の1/3以内、10万円を限度
			に支援(但し、地域課題を2つ以上クリアする場合は 1/2、上限20万円)。
112	増毛町	農林水産業への就	新規就農予定者として承認された方に、営農上必要と認め
113	/ 指七町	業支援	た費用の一部を支援助成。
110	遠別町	求人情報の提供	ハローワークなどの求人情報を提供
110	ر ۱۳۱۳ الم	農林水産業への就 業支援	新規就農のための準備支援金として300万円を貸付など
			■新規就農者に対して基本500万円の助成。建物等の助成
		業支援	を含め最大800万まで助成。
119	天塩町		■農業実習生並びに新規就農者に対する住環境整備を支援 ■武豊5年以内の新規就農者に対し、人を関150万円を
. 12	人塩町		■就農5年以内の新規就農者に対し一人年間150万円を 最長5年間給付。
		その他	町立病院の看護師として3年以上勤務することを条件に、
		サ / 桂却の担供	一時金100万円を支給。 ハローワークなどの求人情報を提供
		求人情報の提供 農林水産業への就	ハローソークなどの永人情報を提供 就農者が離農跡地を継承し就農する場合の営農環境整備
121	猿払村	業支援	等に要する経費、及び就農後の生産又は導入した育成牛
121	ንቋጽ 344 T'Y	+7.44(.0.1.44) -1.100	(雌牛)のうち、猿払村営牧野に預託した経費。
		起業(創業)支援	施設設置等整備奨励金(投下資本額 3,000万円以上で常時使用従業員が5人以上) 100分の20、限度1,000万円
			- リルンルルンスペーン - ハーハー 100/J */20(対反 1,000/J]
		求人情報の提供	ハローワークの求人情報を提供
		農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の
122			■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の 額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から
122	浜頓別町	農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の 額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から 5年) ※要件あり
122	浜頓別町	農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される 固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年)
122	浜頓別町	農林水産業への就 業支援	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり
122	浜頓別町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される 固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり
122	浜頓別町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。
		農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年)※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり
	浜頓別町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。
		農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就業支援	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付。※条件あり
		農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年)※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付。※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源
		農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就業支援	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付。※条件あり
		農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就業支援	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付、※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源を活かした地域づくりを推進する活動に対して経費の2分の1を補助。※条件あり 毎月ハローワークから送付される求人情報誌を役場庁舎
		農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就業支援 起業(創業)支援 求人情報の提供	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産稅3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付。※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源を活かした地域づくりを推進する活動に対して経費の2分の1を補助。※条件あり 毎月ハローワークから送付される求人情報誌を役場庁舎内に備え付け。
123		農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就業支援 起業(創業)支援 求人情報の提供	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付、※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源を活かした地域づくりを推進する活動に対して経費の2分の1を補助。※条件あり 毎月ハローワークから送付される求人情報誌を役場庁舎
123	中頓別町	農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 求人情報の提供 農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間:賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付、※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源を活かした地域づくりを推進する活動に対して経費の2分の1を補助。※条件あり毎月ハローワークから送付される求人情報誌を役場庁舎内に備え付け。 ■新規就農者の認定を受けた方に対し、5年間、個人経営の場合500万円、共同経営の場合1,000万円を限度とし奨励金を交付。
123	中頓別町	農林水産業への就業支援 求人情報の提供 農林水産業への就 求人情報の提供 農林水産業への就	■農業経営開始時の農用地等の年間賃借料の2分の1の額を助成(上限額:年100万円、期間: 賃貸借契約締結から5年) ※要件あり ■農業経営開始後最初に取得した農用地等に課税される固定資産税相当額を助成(期間:課税された年から3年) ※要件あり ハローワークなどの求人情報を提供 ■新規就農者で、農用地・施設、改修した施設の賃貸借契約5年間以内の賃借料2分の1、固定資産税3年間分を助成。※条件あり ■新規就農者で、農用地、家畜及び施設改修などの借入金に対し、2分の1以内(限度額1200万円)の補助金を交付。※条件あり 町内に住所を有する個人及び団体で、地域特性や地域資源を活かした地域づくりを推進する活動に対して経費の2分の1を補助。※条件あり毎月ハローワークから送付される求人情報誌を役場庁舎内に備え付け。

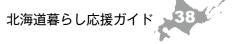
	市町村名		概 要
		農林水産業への就 業支援	■農業実習生の受入れ ■豊富町新規就農者誘致特別条例に基づく要件を満たした。
125	豊富町	起業(創業)支援	新規就農者に対し、一部助成、農用地及び農業用施設等の 賃借料の一部助成、農業関係制度資金の一部助成など)。 豊富町企業立地促進条例に基づき事業の新設若しくは増設に
		その他	対する一部助成(建設費の一部助成、固定資産税の一部助成) 町立病院の看護師等として2年以上勤務することを条件に 修学資金の免除(平成25年度より一時金の支給など条件等 が変更される予定)
		農林水産業への就業支援	新規漁業後継者へ報奨金として50万円を支給する
126	Al -t-m-	起業(創業)支援	町内中小企業の育成振興、経営の合理化を促進するため、
126	礼文町	その他	運転資金500万円以内、設備資金1,000万円以内を貸付ける。 将来本町において医療技術者等として従事しようとする ものに対し一定の額を貸付ける。本町での就業により償還 の免除規定あり。
127	利尻町		ハローワークの求人情報から地域限定の情報等を提供 漁業実習生として受入れ、漁業研修所へ入所する方に経費
		業支援 求人情報の提供	の一部を助成。 ハローワークの求人情報を提供
128	利尻富士町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	新規漁業後継者へ報償として、磯舟一隻又は金30万円を 支給する。 ハローワークなどの求人情報を希望者に提供
129	幌延町	農林水産業への就 業支援	酪農実習生として、体験は1週間以上、実習は1か月以上 受け入れ、酪農作業を体験する。その後、就農希望者に対し ては相談を受ける。
		起業(創業)支援	町内で起業する新規性、先駆性をもった地域振興に資する 事業に対し、町内金融機関から受けた融資の償還元金の3 分の2を補助(限度額1,000万円)。
		農林水産業への就 業支援	■2年間の農業研修を終え、北見市内で農地を確保して就 農し、年齢が20歳以上46歳未満の方を対象に、経営を開 始したときから、毎月5万円を24ヶ月間を限度に補助。
130	北見市		■2年間の農業研修を終え、北見市内で農地を確保して就 農し、年齢が20歳以上46歳未満の方を対象に、農地の借 上料の2分の1以内(上限:年20万円)を5年間補助。
			■2年間の農業研修を終え、北見市内で農地を確保して就 農し、年齢が20歳以上46歳未満の方を対象に、借りた農 業機械・施設等に対し、借上料の2分の1以内(上限:年 20万円)を5年間補助。
		農林水産業への就 業支援	■経営開始から5年以内に借り入れた融資に関する債務 保証料、及び取得した農地等に係る固定資産税相当額を 助成する。
			■農家子弟及び他産業からの新規就農者に対し、1万円相 当のギフトセットを贈る。(網走市農政推進協議会事業)
131	網走市	起業(創業)支援	■事業化等スタートアップ支援事業:企業化、新産業・新分野等の事業化、新製品・新技術開発に係る調査・研究事業を対象に上限30万円を助成。
			■新製品等創出支援事業:新製品・新技術開発 (上限200万円×2年)、商品化(上限100万円×1年)に 係る事業に対する助成(1/2)。
		求人情報の提供 農林水産業への就	
133	美幌町	業支援	として3年間の受入、その間の家賃等の助成。 ■就農奨励補助金(経営開始時準備費用 200万円)の他、 農用地等賃借料補助金、経営安定補助金、農用地等取得
		起業(創業)支援	補助金等就農時における費用負担軽減。 中心市街地区域内の空き店舗を使用して新規開業した際
124	÷+Dil⊞⊤	農林水産業への就	の家賃の一部を、最大4万円/月、最長1年間補助。 新規就農者に、経営自立安定補助金の交付などの助成制度
	津別町 斜里町	業支援 求人情報の提供	がある。 ハローワークの求人情報を提供
	訓子府町	農林水産業への就	農業実習生・酪農実習生の受け入れ
	置戸町		新規就農者に対する各種補助(2年間毎月支援金支給、固
	佐呂間町	業支援 農林水産業への就 業支援	定資産税相当額補助、利子補給(1/2)10年間等) ■新規就農予定者就農研修支援資金貸付制度(2年間の生活資金を貸付。月額5万円~10万円) ■新規就農者奨励補助金制度(農業関係制度資金及び農協
		典林小産業への試	資金の借入れに対し、1/5を限度とし補助する。限度額 1,000万円) 新たに農業を営もうとする方を対象に、新規就農奨励金、
141	遠軽町	業支援	農地賃借料助成金を交付する。
143	滝上町	業支援	新規就農者に対し入植奨励金として200万円支給・農業経営に必要な固定資産税相当分の金額を5年間補助など
		起業(創業)支援 求人情報の提供	町内に事業所を新設又は増設する者に助成 ホームページに掲載
			新規就農の認定を受けた方に奨励金として200万円支給。 固定資産税・農用地等賃借料奨励金(5年間)、経営自立安 定補助金、利子補給制度(5年間)。
144	興部町	起業(創業)支援	■産業開発育成奨励事業(特産品の研究開発、事業化、 販売促進事業に関する奨励制度) 上限〜研究開発: 50万円 事業化奨励:200万円 販売促進:50万円
			■企業振興促進条例(生産施設、試験研究施設、観光施設等の新・増設に対する補助制度)上限~ 【新設】/生産・試験研究 2千万円、観光施設 4千万円、その他施設 1千万円 【増設】生産・試験研究 1千万円、
		☆ / 桂起の担件	観光施設 2千万円、その他施設 500万円
			窓口で求人情報を提供 新規就農者の認定を受け農場経営を始める者に、200万円
145	西興部村	業支援 起業(創業)支援	の奨励金、5年間に係る賃借料の1/4の額の補助金など。 村内で新たに事業を開始し、5年以上継続して事業を展開する見込のある起業家に、補助対象経費の3/4以内を補助
		求人情報の提供	(上限300万円)。 町公式サームページにハローワークホームページのリン
	1 // =D==		ク先を掲載
146	雄武町	農林水産業への就	新規就農した場合、経営を開始するための借入金の5分の1

市町村名

	市町村名		概 要
148	帯広市	起業(創業)支援	市内で店舗または事務所を設けて新たに開業しようとする方(開業後1年未満含む)に、設備資金と運転資金について各1千万円を上限に融資。
149	音更町	起業(創業)支援	町内の空き店舗を利用して開業する場合、家賃・改修費の一部を助成する(上限100円)。
150	士幌町	起業(創業)支援	新規創業にかかる必要な経費の2分の1以内を助成(上限50万円)※条件有り
		農林水産業への就業支援	
151	上士幌町	起業(創業)支援	■ 展集 に乗り 30kk (赤月3773 ま) 月額160,000円、住込み。 農林商工等連携・ビジネス創出促進事業:新商品開発や販路開拓など、産業間の連携による新たな事業への進出や起
		求人情報の提供	業を、財政的に支援(詳細要確認)。 ■農業、酪農、牧場求人サイト「田舎暮らしのススメ。」 掲載求人情報の提供
152	鹿追町	農林水産業への就業支援	ルの農業技術、知識を習得してもらうための研修事業を
132	底足凹	起業(創業)支援	行っている。 当町の活性化に資する企業の振興を促進するため、町内に 事業所を新設・増設および事業転換する方に対して、鹿追 町企業振興条例による助成措置を行っている。補助率や补 助限度額は事業所等の区分によって異なるが、500万円を 上限に助成している。
		求人情報の提供	ハローワーク情報の提供
153	新得町	農林水産業への就 業支援	畑作の場合100万円(3年間)、肉牛の場合100万円(3年間) しいたけの場合50万円(2年間)を補助、酪農の場合は搾乳 牛10頭を無償譲渡など。
		起業(創業)支援	町内で新規開店・起業する方への起業支援:店舗取得費3%(上限400万円)、固定資産税相当額5年間分等
		求人情報の提供	役場庁舎内にハローワークからの求人情報コーナーを設置
15:	National Comme	農林水産業への就 業支援	2年間の農家研修後、就農の場合200万円の補助金。他5年間の利子補給制度あり
154	清水町	起業(創業)支援	町内で起業する場合、店舗・事務所の改修、設備投資、雇用 に対し補助金を交付(店舗改修は費用の2分の1、上限 100万円。設備投資は投資額の10%以内、上限200万円。雇 用は一人当たり50万円、上限250万円を3年間交付。)
156	中札内村	農林水産業への就 業支援	■農業実習生として最長3年間受け入れ、各種支援 (家賃助成交通費助成、1回のみなど) ■新規就農した場合についても奨励金等の支援
		農林水産業への就 業支援	概ね20~40歳で配偶者を有し、畑作・酪農ともに本村の平均規模以上の経営基盤が確保できる新規就農者に対し、以下の奨励金を交付。
157	更別村		■農用地、農業用施設等の賃借料の1/2■個人経営を開始した年度から5年度目に規定を満たすときは500万円■農用地、農業用施設等の取得費の金利の1/2(限度額1億円
158	大樹町	農林水産業への就 業支援	
159	広尾町	農林水産業への就 業支援	農場リース事業により就農した場合は、リース料の2分の 1を5年間助成。
160	幕別町	起業(創業)支援	融資の利息及び信用保証料に対し補給金を交付(幕別町創業等支援に関する利息及び信用保証料の補給金交付要綱
161	池田町	農林水産業への就業支援	新規就農の場合最大で300万円補助金を支給。
162	豊頃町	起業(創業)支援	町内で新たに事業を起こそうとする方、他の産業に進出を 考えている方等に補助金を交付(補助金の上限300万円)。
163	本別町	起業(創業)支援	町内で起業する場合、対象経費の2分の1以内(空き家等を活用の場合は、対象経費の10/10)の奨励金を交付 (上限300万円)。
		農林水産業への就業支援	■実践的な営農実習を通じて就農に必要な生産技術や経営方法等の習得に対する奨励金として、月額15万円(2年以内)を交付。
			■農業経営開始に必要な出資金等、その他営農及び生活等、農業経営の維持発展に対する奨励金として年額200万円を上限(経営開始から3年間)に交付。 ■認定後継者の認定を受けた日から5年以内に実施する
164	足寄町		■ 応圧を除着の必応とを又か、このですが、 営農技術及び経営能力等の向上を自めとした研修費。 査研究費、実験資材費及び新規事業等に要する必要な費用を上限200万円以内で貸付(債務免除額100万円)。
		その他	将来医師又は看護師として足寄町での勤務を志望する方に、医師の場合は月額20万円以内、看護師の場合は月額10万円以内を貸付し、貸付を受けた期間に相当する期間、足寄町に医師又は看護師として在職した場合は償還金の全部を免除する。
165	陸別町	求人情報の提供	町内の情報を提供
		求人情報の提供 農林水産業への就	毎月広報誌でハローワークの求人情報を提供 新規就農者に対し、年間100万円×3年間の補助金を支給
166	浦幌町	業支援	する。
100	/冊でだ ^叫 J	起業(創業)支援 その他	町内で新たな産業の創造等に資する事業を行う場合、対象 助成費の2/3を補助。 新規に正規雇用を1年以上継続した事業者に対し、48万円 た Bhdi
			を助成。 ハローワークなどの求人情報を提供
167	釧路市	求 人 情報の担併	ノ ハー・フ・フィー・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス
	釧路市 厚岸町	求人情報の提供 農林水産業への就 業支援	
		農林水産業への就 業支援	しいたけ生産の新規着業者に事業用地と専用住宅を賃貸
169	厚岸町	農林水産業への就 業支援 求人情報の提供 農林水産業への就	しいたけ生産の新規着業者に事業用地と専用住宅を賃貸 ハローワークなどの求人情報を提供 ■研修に対する支援・助成
169		農林水産業への就 業支援 求人情報の提供	しいたけ生産の新規着業者に事業用地と専用住宅を賃貸 ハローワークなどの求人情報を提供

市町村名





	市町村名	概 要		
176	別海町	農林水産業への就 業支援	■別海町酪農研修牧場への受入れ	
		農林水産業への就 業支援	■新規就農者に対し、一戸あたり400万円の補助金を支給 する。	
177	中標津町		■北海道農業公社が新規就農者にリースする施設の償還 金利息を補助。	
			■新規就農者の生活及び経営安定に必要な資金 (限度額 個人1,000万円)を無利子で貸付。	
		求人情報の提供	ハローワークの求人情報をHPで提供	
178	標津町	起業(創業)支援	■地域資源を活かした新たな創業や町内企業等の新分野 進出に対し、開業経費の1/2を助成(上限250万)。	
			■起業を志す町民に、知識や技術の習得、研修、販路調査等に係る旅費の1/2を助成(上限5万円)。	
		求人情報の提供	情報誌の提供	
		農林水産業への就 業支援	■羅臼町内に入植した新規就農者が、継続して円滑な 酪農・畜産経営を行うため、新規就農者の人材の育成と 必要な支援を図る。	
179	羅臼町		■新規就農者で、その事業費に対し標津町農業協同組合が 1/2以内を助成する場合に限り、1/2以内を限度に予算の 範囲内で補助する。	
		その他	医療技術を専攻する者で将来町の公的医療機関に勤務しようとする方に、医療技術者修学資金を支給、修学期間中医学を専攻する者については、月額160,000円。保健師、助産師及び看護師については、月額40,000円、准看護師については、月額40,000円。	

▋子育て支援

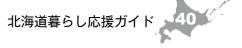
	市町村名		概要
	47E+	子どもの医療費助成	中学校就学前まで医療費の一部助成(所得制限あり)
1	夕張市	保育料の助成	保育料の助成(所得等に条件あり)
3	*n+	子どもの医療費助成	小学生まで医療費が無料(所得制限、限度額あり)
	美唄市	保育料の助成	第3子以降は保育料無料
		保育料の助成	■第3子以降の幼稚園保育料補助
4	芦別市		■第3子以降の保育園保育料無料、2人以上の児童が幼稚園・ 保育園に入所の場合は、2人目の児童の保育園保育料半額。
		出産祝い金の支給	1 子10万円分の商品券を支給
5	赤平市	子どもの医療費助成	中学生までの医療費が完全無料(所得制限なし)
		保育料の助成	保育料の全額相当分を地域商品券(商工会が発行)で還元
6	三笠市	その他	■幼稚園授業料等の全額相当分を商品券(商工会が発行) で還元
			■ 0 歳児の保護者を対象に1年間分(78,000円分)の 紙おむつ交換券を支給
7	滝川市	子どもの医療費助成	未就学児と小学生の指定医療費を助成(所得制限あり)
8	砂川市	子どもの医療費助成	未就学児は医療費無料。小学生は入院医療費一部助成(所得制限あり)。
9	歌志内市	子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料
7	니다시작시계	その他	遠距離通学者への通学費の助成
10		子どもの医療費助成	乳幼児(小学校就学前児)は医療費(保険診療分)が無料(所得制限あり)、小学生は入院の医療費(保険診察分)が無料(所得制限あり)。
	深川市	保育料の助成	基準額を国の基準から17%軽減し設定。加えて、入所する児童が2人の世帯の第2子は無料、3人以上同時に入所する世帯の第2子以降の保育料は就学前まで無料を継続する(児童数のカウントは幼稚園入所を含める)。
11	南幌町	子どもの医療費助成	18歳までの児童生徒の保険医療費(通院・入院)の自己負担額の2割助成(自己負担1割)
12	奈井江町	子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
13	上砂川町	保育料の助成	■保育園の給食費無料(所得制限なし)
			■第2子保育費半額(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	■中学生まで医療費が無料(所得制限あり)
			■ワクチン接種(ヒブ、肺炎球菌、子宮頸がん、水ぼうそう、 おたふく)費用の全額助成
		保育料の助成	第2子は保育料半額、第3子以降は無料。
14	由仁町	その他	■放課後児童対策(概ね小学校1年生から3年生までを対象、低所得者への助成あり)
			■保育園における保育時間の延長(19時30分まで)
			■由仁保育園に子育て支援センターを併設。入園児のみならず、就学前の子どもがいる場合は利用可。
		子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
15	E 2700T	保育料の助成	町内保育園に通園させている保護者(片道4キロメートル以上離れている者)に遠距離通園助成
15	長沼町	出産祝い金の支給	第1子3万円、第2子5万円、第3子以降10万円を支給。
		その他	6歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し、1万円を上限にチャイルドシート購入費を助成。
16	栗山町	子どもの医療費助成	義務教育終了まで医療費無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	高校生まで医療費無料(所得制限あり)
18	浦臼町	その他	通学及び下宿代として生徒1人あたり付き1万円を上限で 支給(所得制限なし)
			l to the second

	市町村名		概要
10	+< 1 >+=	子どもの医療費助成	中学生までの医療費(入院・通院・歯科・調剤)が無料(所得制限なし)
19	新十津川町	その他	中学生以下がいる世帯及び妊婦世帯に対し、買い物ポイントカードへの上乗せ助成(最大22,500円)。
20	妹背牛町	子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	■中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
21	秩父別町		■中学生・高校生の子宮頸がんワクチン予防接種全額助成
		保育料の助成	認定こども園保育料の軽減(国基準の3割~5割)
		子どもの医療費助成	■中学生までの児童を対象に入院分・通院分の医療費を 全額助成(所得制限なし)
22	雨竜町		■高校生までを対象に入院分の医療費を全額助成 (所得制限なし)
		出産祝い金の支給	第1子・第2子出産に対し、3万円分の雨竜町商工会発行 の商品券を支給。第3子出産に対し、現金10万円と5万円 分の雨竜町商工会発行の商品券を支給。
		子どもの医療費助成	小学生までの入院に対する医療費が無料(所得制限なし)
		保育料の助成	保育料の2分の1助成
23	北竜町	出産祝い金の支給	第3子目以降、1人につき10万円を支給。
		その他	通学及び下宿代として生徒 1 人あたり月 5 千円を上限で支給(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	中学生までの医療費無料(所得制限なし)
24	沼田町	保育料の助成	沼田保育園の国基準保育料について30%分を町が負担
-1	ЛПШ	その他	妊婦の検診・検査費全額無料、自宅から参加医療機関まで の交通費を定額助成。
25	札幌市	子どもの医療費助成	中学校修了前の子どもの医療費の一部を札幌市が助成(所 得制限あり)
26	江別市	子どもの医療費助成	小学校就学前まで医療費一部助成(所得制限あり)
20	/エルリート	保育料の助成	第2子は保育料軽減、及び第3子以降は保育料無料。
27	千歳市	子どもの医療費助成	0歳から小学6年生まで及び、ひとり親や両親のいない家庭 の18歳未満の子どもの医療費を一部助成(所得制限あり)。
21	一成印	保育料の助成	同一世帯から2人以上が保育所(幼稚園)に入所している場合、第2子は保育料半額、第3子以降は保育料無料。
		子どもの医療費助成	乳幼児等医療費助成制度:0歳~小学校修了前の乳幼児等 を対象に医療費のうち、保険診療の自己負担を助成(所得 制限あり)。 ※小学生は入院及び指定訪問看護のみ
28	恵庭市	その他	■紙おむつ用ごみ袋支給:2歳児未満に対し、年間分の 紙おむつ用ごみ袋が支給
	ACKINE (P		■恵庭市夜間・休日急病診療所:夜間や休日の急病時に おける一次救急を行っている。
			■ファミリー・サポート・センター:市内の育児をしたい人と、 手助けをしてほしい人をつなぐ調整を行っている。
		子どもの医療費助成	小学校就学前:自己負担は初診時一部負担金のみ、なお 北広島市内の医療機関での受診は無料(所得制限あり)。 小中学生(通院は対象外):自己負担は市民税課税世帯は総 医療費の1割相当額(上限44,400円/月)、市民税非課税世帯 は初診時一部負担金のみ(所得制限あり)。
29	北広島市	保育料の助成	第2子は保育料半額、第3子は保育料無料(同時期に保育 園入所の場合)
		その他	■紙おむつ用ゴミ袋助成:2歳未満児の乳幼児に対し助成 (最高20ℓ袋240枚)
			■北広島市夜間急病センター:午後7時から翌日午前7時 (年中無休)まで、休日・夜間の急病(内科・小児科)に応急 の初期治療を行っている。

	市町村名		
		子どもの医療費助成	小学校就学前まで、入院・通院の医療費―部助成(所得制限 なし)。小学生の入院医療費―部助成(所得制限あり)。
30	石狩市	保育料の助成	保育料を国基準の約8割に設定。2人以上入所の場合、半額 助成、全額助成あり。
31	当別町	その他	当別町内在住で2歳未満の乳幼児のいる保護者へ紙おむつ
32	新篠津村	子どもの医療費助成	廃棄用のごみ無償袋配布 中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
32		子どもの医療費助成	
33	小樽市	その他	自己負担、所得制限あり) 幼稚園就園奨励費:私立幼稚園に通う3~5歳児のいる世帯
		20018	に対し,市民税税額に応じて保育料の一部を補助。
		子どもの医療費助成	■小学校6年生まで(小学生は入院のみ、初診時一部負担金自己負担、所得制限なし)
34	島牧村		■島牧診療所で実施したものに限り、インフルエンザ予防
25	+ +mm=	71% oF + #11 A	接種が中学生まで無料。
35	寿都町		中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 18歳(高校卒業)までの乳幼児・児童・生徒を対象に医療費
36	黒松内町		(食事を除く)の自己負担分を助成します。(所得制限なし)
		出産祝い金の支給	18歳未満の子2人以上を養育する家庭で、第3子以降の出 産時に20万円を支給します。
		子どもの医療費助成	本町に住所を有する世帯に属する18歳(18歳に達する日以
			後における最初の3月31日まで)以下のお子さんが無料(所 得制限なし)
37	蘭越町	出産祝い金の支給	第1,2子は3万円、3子目以降は5万円支給(誕生祝い金)。
		その他	小学校入学児童1人につき2万円(子育て支援入学時給付助
		子どもの医療費助成	成) ■健康保険適用の範囲内で中学生まで医療費が無料
			(所得制限なし)
38	ニセコ町	その供	■予防接種(一部有料)、乳児検診の助成 子どもが1歳になった時に、お米5キログラムの引き換え券
		その他	ナともか「威になった時に、あ木3キログラムの引き換え券 を進呈
		子どもの医療費助成	
39	真狩村	保育料の助成	について、全額助成(所得制限あり)。 負担した保育料の概ね1/2以内を子育て支援商品券として
			交付(交付要件あり)
40	留寿都村	子どもの医療費助成	■小学生までの乳幼児は医療費が無料(所得制限なし) ■小学校就学前の乳幼児が、留寿都診療所で接種した2回の
70	田大田門		インフルエンザ予防接種のうちの2回目の接種費用を助成。
		子どもの医療費助成	
42	京極町	出産祝い金の支給	■予防接種(一部有料) 一人につき3万円の商品券を支給
		子どもの医療費助成	
			診時一部負担金のみ 小学校就学~15歳になった最初の3月31日まで、入院のみ1割負担(低所得世帯は初診時一部負
			月31日まで、入院のみ1割負担(国所特色帝は初診時一部負担金のみ)
		保育料の助成	同時期に通園する3番目の子について保育料無料(1番上の子の大阪)は、2番目のストレス次の欠りには、2番目のストレス次の欠りには、日本製がありる。
43	倶知安町	出産祝い金の支給	の卒園後は、2番目の子として次の年からは保育料がかかる) 第3子以降の誕生につき、1人5万円を支給(出産日、祝金
			交付申請日に倶知安町に住所があることが条件)。
		その他	■町営旭ヶ丘スキー場のリフト料金について小学生以下無料■妊婦とその夫を対象として、知識の普及や意識向上、参加
			交流を目的に母親学級及び両親学級を開催
44	#+ 4 n@⊤	子どもの医療費助成	乳幼児等に対する医療費の助成(住民税課税・非課税、外来・入院で内容が異なる)
44	共和町	出産祝い金の支給	一人につき一万円
45	岩内町		小学校就学前まで医療費の一部を助成(所得制限あり)
			中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
46	泊村	出産祝い金の支給	第2子に対し10万円を支給。第3子以降は1人増すごとに 10万円を加算。
40	וארון	その他	村内で小学校6年生までの児童を養育している場合に支
			給:3歳未満の児童1律10,000円/月、3歳以上の第1子・第 2子5,000円/月、3歳以上の第3子以降 5,000円/月
47	神恵内村		中学生まで医療費が無料(住民税課税世帯は1割負担)
	11761313		1 子に対して 2 万円支給 ■小学校 6 年生まで (小学生は入院のみ、初診時一部負担
		子どもの医療費助成	金自己負担、所得制限あり)
			■ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、インフルエンザ ワクチン等、各種予防接種料金の助成。
48	精丹町	その他	■ブックスタート事業:10か月児健康相談の際に絵本を
	119/ 100		プレゼント
			■妊婦一般健康診査を14回、超音波検査を11回助成。■こんにちは赤ちゃんプレゼント事業: 育児グッズや燃やせる
			ゴミのごみ袋など、組み合わせを選んでもらいプレゼント。
	古平町	子どもの医療費助成	中学校卒業までの児童・生徒等が対象 ■3歳未満児及び町民非課税世帯は初診時一部負担
			(医科580円、歯科510円)以外の費用を助成
49			■上記以外は、医療費の1割を自己負担、それ以外の費用 を助成。
		保育料の助成	同時期に入所している第2子は保育料半額。同時期に入所
		フジナの庁内世中中	している第3子以降は保育料無料。
		子どもの医療費助成	小学校入学前の乳幼児は入院・通院費の全額助成、小学校 卒業までの児童は入院費を全額助成する(所得制限なし)。
50	仁木町	保育料の助成	1世帯から3歳未満と3歳以上の児童が同時期に入所した場合、保奈料の漂示性圏がおり、同時期入所の3人日以
			た場合、保育料の還元措置があり。同時期入所の3人目以 降は保育料無料。

市町村名

	市町村名		概要
		子どもの医療費助成	■ひとり親家庭の子は18歳まで入院・外来とも助成あり
			(親は入院した場合のみ助成対象)。
			■町内に住所を有する小学校6年生までの児童及び乳幼児 に対して医療費助成、但し小学生は入院医療と指定訪問
			に対して医療質明成、但し小学生は人院医療と指定訪問 看護のみ対象。(所得制限なし)
51	余市町	保育料の助成	徴収額の上限を国基準保育料の第5階層までと定めてい
		- N	る。また、母子世帯については階層に関係なく保育料無料。
		その他	■妊婦とその夫を対象として、妊婦擬似体験や赤ちゃんのお風呂の入れ方などの実技体験を行っている。
			■月に一度、福祉センター又は公民館で母親同士の交流や、
			育児の情報交換又は離乳食相談を行っている。
		子どもの医療費助成	3歳未満まで医療費が無料(初診料のみ負担、所得制限あり)
53	室蘭市	保育料の助成	同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定子ども
			園等を利用している場合の保育料は、年齢の高い児童から 数えて2人目が半額、3人目以降は無料。
		子どもの医療費助成	小学校就学前まで入院・通院無料(初診時一部負担あり)、
	苫小牧市		中学校進学前まで入院無料(初診時一部負担あり。課税世
54		保育料の助成	帯は一割負担)。(所得制限なし) 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園、認定子ども
		アドロココマン砂川の	園等を利用している場合の保育料は、年齢の高い児童から
		フ以かに古典の	数えて2人目が半額、3人目以降は無料。
		子どもの医療費助成	未就学児童までの保険診療分の入院費・通院費、小学生の 入院費を助成(所得制限有り)。
55	登別市	その他	ひとり親家庭について、親の入院費を、児童の入院費・通院
		C 47/16	費を助成(所得制限有り)。
		子どもの医療費助成	就学前の児童の通院・入院費の一部助成、小学生の児童の
56	伊達市	伊奈料の味み	入院費の一部助成(所得制限あり)。 15巻キ港の旧会を2人以上兼奈している場合、保奈藤立は
		保育料の助成	15歳未満の児童を3人以上養育している場合、保育所又は 幼稚園に入所している第3子以降の児童の保育料助成。
		子どもの医療費助成	■中学校卒業まで(15歳の誕生日以後最初の3月31日まで)
			医療費全額無料化(所得制限なし)
57	豊浦町		■小児用肺炎球菌、インフルエンザ、ヒブ、おたふくかぜ、 水痘たどの予防ワクチン接種の無料化
		出産ねい全の支給	水痘などの予防ワクチン接種の無料化。 出生子1人につき、5,000円支給
		その他	本町に住所を有して定期券を利用する通学者に対し、1年の
58	壮瞥町	5	うち10箇月を限度として補助対象額の2分の1に相当する額
		714 65 4 40 5	を補助。
		子どもの医療費助成	小中学生の通院と中学生の入院費をポイント還元し町内商 店で利用できる金券と交換
		保育料の助成	2人以上入所している場合、2人目は保育料1/3、3人目以降
60	厚真町		無料。
		出産祝い金の支給	
		その他	定住促進(子育て支援)住宅:世帯主の年齢や子供の数によい実賃を減額
		その他	り家賃を減額 乳幼児(6歳未満)を対象にチャイルドシートを貸し出しま
61	洞爺湖町	CVIE	す。貸付期間は原則1年間ですが、特別な事情等がある場
			合は2年以内となります。
		子どもの医療費助成	就学前の子供は通院・入院医療費、中学生までは入院医療費を助成(所得制限あり)。
62	安平町	保育料の助成	同時入所している場合において、2人目半額、3人目以降無料。
-	24,123		第1子 3万円、第2子 5万円、第3子 10万円、第4子以降
			50万円相当分の町商品券等。
63	むかわ町	子どもの医療費助成	
64	日高町	出産祝い金の支給	エンゼル祝金支給事業:第2子まで5万円、第3子は10万円、 第4子は15万円、第5子は20万円
		子どもの医療費助成	中学生までの医療費自己負担分をポイント化し、町内商業
<i>-</i> -	TT Home	,ここ-7四/5月9月以	向け金券と交換。
65	平取町	保育料の助成	国の定める基準額より減額して適用
			第3子50万、第4子以降1人につき70万円を支給
		その他	住宅を新築(取得)された方で、中学生以下の子どもが同居 する場合に支援金を交付。中学生以下の子どもが1人の場
66	新冠町		合、固定資産税の3分の1を助成。中学生以下の子どもが2人
			の場合、固定資産税の3分の2を助成。中学生以下の子ども
		フじナの医毒毒吐力	が3人以上の場合、固定資産税相当額を助成。
		子どもの医療費助成その他	医療費の自己負担額の2分の1の金額を地域商品券で還元 ■町内で生まれたお子さんに対して紙おむつ処理ごみ袋
67	浦河町	CVIE	■町内で生まれたお子さんに対して概あむフ処理でか殺 80枚を支給
			■6歳未満の幼児の保護者を対象にチャイルドシートの
	18670.75	71% 5 = 1 ***	購入額を助成(上限1万円)
68	様似町		乳幼児から中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
69	えりも町	子どもの医療費助成	ひとり親家庭で、満20歳に満たない児童を扶養している母又は父とその児童の医療費の一部を助成(所得制限あり)。
		子どもの医療費助成	
70	新ひだか町		■小学1~6年生まで入院一部助成(所得制限あり)
		保育料の助成	二人目の入所については半額、三人目以降は無料。
71	函館市	子どもの医療費助成	中学生までの医療費を一部補助(所得制限あり)
72	北斗市		高校生まで医療費が無料(所得制限なし)
73	松前町		中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、医療費を全額 助成(所得制限なし)。
74	福島町	出産祝い金の支給	第1子5万円、第2子20万円、第3子100万円を交付(うち30%
		一,工,7,0~ 业。7,又,作	は町内商品券で支給)。
		子どもの医療費助成	
75	知内町		■各種ワクチン接種費用の助成(水疱瘡、おたふく、ロタウイルス)
	1415		出生児1人につき5万円の支援金を交付
76	木古内町		中学生まで医療費が無料(所得制限あり)
77	七飯町	子どもの医療費助成	中学校卒業まで保険対象分医療費の自己負担額を助成(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	
70	m 並7□⊤	保育料の助成	小・中学校において重要保護世帯と認定されている世帯は
78	鹿部町		半額、町民税非課税世帯並びに生活保護世帯は全額免除。
		その他	妊婦一般健診及び超音波検査料助成



	市町村名		
79	森町	子どもの医療費助成	就学前は保険診療の自己負担分を全額助成(所得制限なし)、小学生は入院のみ保険診療の自己負担分から一部助 (所得制限あり)。
٥n	カ亜町	子どもの医療費助成	乳幼児等の医療費助成制度(所得制限あり)
80	八雲町	その他	八雲総合病院を受診する妊婦の医療費を助成する制度
		その他	■産後健診・1ヶ月児健診費用助成:母親の産後1ヶ月健診と
82	江差町		子供の1ヶ月健診にかかった費用を助成(各上限5,000円)
	,		■インフルエンザ接種費用助成:13歳未満の2回目接種 費用の全額助成
02	l (Films	子どもの医療費助成	18歳に達した後の最初の3月31日までの乳幼児、児童、生徒、学生などを対象に医療費の自己負担分を全額助成(所
83	上ノ国町		得制限なし)。
		その他	妊婦一般健康診査料助成、妊婦検診交通費助成
		子どもの医療費助成	
	厚沢部町	保育料の助成	当該年度に負担すべき保育料が月額4,000円以上で、当該年度に負担すべき保育料が月額4,000円以上で、当該年度末までに全額納付した保護者に園児1人当たり月額2,000円の補助金を交付。ただし、町税及び保育料を滞納している者を除く。
84		出産祝い金の支給	本町に住所を有し引き続き定住が認められる方で、その夫婦間において出産した方に、10万円の誕生祝金を生存1人目から1人につき1回支給。
01	/ /- //\CloseJ	その他	■学校給食費を当該年度末までに全額納付した保護者に 小学校にあっては児童1人当たり月額1,500円、中学校に あっては生徒1人当たり月額2,000円の補助金を交付。た だし、町税及び学校給食費を滞納している者並びに要係 護、準要保護対象者は除く。 ■若者が結婚し、結婚後も引き続き夫婦とも本町に定住す る意志があると認めた場合は、結婚成立1組につき10万
			円の結婚祝金を支給する。
86	奥尻町	子どもの医療費助成	
50	JC/J (JP)	その他	妊産婦の島外での検診助成
go	+++-+	子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(通院については小学生まで、所得制限あり)
88	せたな町	出産祝い全の支給	1人につき3万円を支給
		子どもの医療費助成	■小学生までの子どもの入院・通院にかかる健康保険適用の医療費自己負担額を助成(小学生は入院・訪問看護のる所得制限あり) ■ひとり親家庭の18歳(扶養されている場合は20歳)まで、
		保育料の助成	児童、及びその親の入院・通院にかかる健康保険適用の 医療費自己負担額を助成(親は入院・指定訪問看護のみ 所得制限あり)。 ■同一世帯への認可保育所入所児童がいる場合、2子目
89	旭川市	休月村の助成	1/4の額,3子目以降は無料。
			■就学前の兄姉が幼稚園等を利用している場合,認可保育所入所児童の保育料を減免。
			■兄弟姉妹が認可保育所の待機中で、減免の対象となる 可外保育施設に入所している場合、認可保育所入所児童の 保育料を減免。
		その他	
		C-5/10	
		子どもの医療費助成	に対し,所得に応じて入園料・保育料を減免
		·	に対し,所得に応じて入園料・保育料を減免
		·	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園が養補助金:入園料3万円を国の補助限 額に上乗せして助成
90	士別市	子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限限
90	士別市	子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費 無料(所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限 額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、
90	士別市	子どもの医療費助成保育料の助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■幼稚園戏園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルド
	士別市	子どもの医療費助成保育料の助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(の歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。
		子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳一満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■ 登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の割割が本人負担、その他を助成。 ■ ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。
91	名寄市富良野市	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療養無料(所得制限なし)。 ■効稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳一満 1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスボートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費及び小学生の入院・指環訪問看護医療費に対し助成(所得制限あり)。自己負担額に歳以上の課税世帯は医療費の1割(月額限度額入院444份、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。
91 92 93	名寄市富良野市鷹栖町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療養無料(所得制限なし)。 ■効稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、表の他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、不の他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、不の他を助成。 「以上の課税世帯は医療費の1割に異限度は一次通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし、中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限なし、所得制限ない、所得制限なし、所得制限なし、所得制限などのでは、対していた。
91	名寄市富良野市	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限施額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳へ満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ・就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割(月額限度額入院44,40円、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。所得制限なし中学校終了まで医療費(保険診療分)を全額助成。所得制限なし
91 92 93 94	名寄市富良野市鷹栖町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療養無料(所得制限なし)。 ■効稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳一満 1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスボートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の運院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 にとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 「からに、対験など、対験などの課税世帯は医療費の1割(月額限度額入院4440円、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成、所得制限なし、中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし) 1歳の誕生日に絵本とパラの花、似顔絵を、2歳から小学生の下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし) 1歳の誕生日に絵本とパラの花、似顔絵を、2歳から小学
91 92 93 94	名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 独相園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■ 保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳・満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■ 登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■ 乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割が本人負担、その他を助成。
91 92 93 94 95	名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳一満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■ 登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の方に発行。 ■ ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費及び小学生の入院・指定訪問看護医療費に対し助成(所得制限あり)。自己負担額は歳以上の課税世帯は医療費の「割り何額限度額入院444の円、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。所得制限なし中学校終了まで医療費が無料(所得制限なし) 中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成(無料、所得制限なし) 1歳の誕生日に絵本をブレゼント。 ■ 中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし) ■ ひとり親家庭等医療費の助成。
91 92 93 94 95	名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■効稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳一満 1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の運輸・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の運輸・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 にとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 「か学技術を関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係では、一般に関係を表し、一般に対し、、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、一般に対し、、、、、、、、、、
91 92 93 94 95	名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限施額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳へ満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■ 乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割(月額限度類入院44,40円、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし、中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。所得制限なし)中学な終了まで医療費が無料(所得制限なし)中学な終了まで医療費が無料(所得制限なし)中学な終了まで医療費の財産など非課税世帯は負担なし、中学生以下の保険診察による医療費の助成(所得制限なし)中学生以下の保険診察による医療費の財成(無料、所得制限なし)中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし) ■ひとり親家庭等医療費の助成。 国の徴収基準よりも引き下げ。 子育で世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。
91 92 93 94 95	名寄市 富良野市 鷹栖町 東神楽町 当麻町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他	小学生以下の入院・通院医療費無料、中学生の入院医療費無料 (所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限度額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート (0歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート (10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割り病園、房得料限なり。自己負担額は歳以上の課税世帯は医療費に対し助成(所得制限あり)。自己負担額は歳以上の課税世帯は医療費の1割(月額限度額入所44の中、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし、中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし中学校終了まで医療費が無料(所得制限なし)中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし)・中学生はに絵本をブレゼント。 ■中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし)・一のより規定を発展した。 ■ひとり親家庭等医療費の助成。 国の徴収基準よりも引き下げ。 子育て世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。
91 92 93 94 95	名寄市 富良野市 鷹栖町東神楽町 当麻町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスボートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の方に発行。 『ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 同ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、表の他を助成。 はたい選続世帯は医療費の1割が本人負担、一時に表別との課税世帯は医療費の1割が本人負担、同院に2,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし、中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成、「所得制限なし、中学性以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし) 1歳の誕生日に絵本をパラの花、似顔絵を、2歳から小学年生には絵本をプレゼント。 ■中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし) ■の徴収基準よりも引き下げ。 子育て世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。 ■ 遺以上中学生までの医療費の助成。 国の徴収基準よりも引き下げ。 ■ 3歳よ満の医療費が無料(所得制限なし) ■ 3歳未満の医療費が無料(所得制限なし)
91 92 93 94 95 96	名寄市 富良野市 應栖神楽町 当麻町 比布町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療養無料(所得制限なし)。 ■効稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳〜満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 ■ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 が学就学前まで医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし)中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし)中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし)中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし)1歳の誕生日に絵本をブレゼント。 ■中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし) ■びとり親家庭等医療費の助成。 国の徴収基準よりも引き下げ。 子育て世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。 ■3歳以上中学生までの医療費の無料(所得制限なり) ■3歳未満の医療費が無料(所得制限なし) 国の徴収基準よりも引き下げ。 子育で世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。 ■3歳未満の医療費が無料(所得制限なし)
91 92 93 94 95 96	名寄市 富良野市 鷹栖町東神楽町 当麻町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療養無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■ 保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳一満 1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■ 登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■ 乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。
91 92 93 94 95 96	名寄市 富良野市 應栖神楽町 当麻町 比布町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ベビーシート(0歳~満1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■登録店舗で独自サービスが受けられるパスボートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の運院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。就学前乳幼児の通院・入院医療費の1割が本人負担、その他を助成。就学前乳幼児の運院・入院医療費の1割が本人負担、表の他を助成。以上の課税世帯は医療費の1割が本人負担、連続以上の課税世帯は医療費の1割が本人負担、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし、中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成、(所得制限なし)中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし)・中学生以下の保険診察による医療費の助成(無料、所得制限なし)・中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし)・中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成。(所得制限なし)・中学生までの医療費の助成。国の徴収基準よりも引き下げ。子育て世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。 ■ 満以上中学生までの医療費の助成。 国の徴収基準よりも引き下げ。 町内で生まれた場合の支援制度。 ■ 満以上中学生まで医療費が無料(所得制限なし)・国の徴収基準よりも引き下げ。 町内で生まれた子供に椅子を贈呈する「君の椅子」プロジクトに参加している。 ・学生まで医療費が無料(所得制限なし)・出産にあたり祝い品を贈呈している。
91 92 93 94 95 96	名寄市 富良野市 應栖神楽町 当麻町 比布町	子どもの医療費助成 保育料の助成 その他 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他 子どもの医療費助成 その他	に対し、所得に応じて入園料・保育料を減免 小学生以下の入院・適院医療費無料、中学生の入院医療費無料(所得制限なし)。 ■ 幼稚園就園奨励費補助金:入園料3万円を国の補助限額に上乗せして助成 ■ 保育所等に入所している場合、第2子は半額、第3子以降は保育料無料。 ■ ベビーシート(0歳一満 1歳の誕生日まで)、チャイルドシート(10日間限度)無償貸し出し。 ■ 登録店舗で独自サービスが受けられるパスポートを、子育て世帯(中学生以下のお子さんがいる世帯)及び妊婦の方に発行。 ■ 乳幼児医療制度は0~3歳児の初診時一部負担金を、小学就学前まで医療費の1割を、小学校以降中学まで入院医療費の方に発行。 ■ ひとり親家庭医療制度は医療費の1割が本人負担、その他を助成。 就学前乳幼児の通院・入院医療費及び小学生の入院・指環訪問看護医療費に対し助成(所得制限あり)。自己負担額に歳以上の課税世帯は医療費の1割(月額限度額入院4440円、通院12,000円)、3歳未満及び非課税世帯は負担なし。中学生までの医療費(保険診療分)を全額助成、(所得制限なし)中学校終了まで医療費が無料(所得制限なし) ■ かとり親家庭等医療費の助成。(所得制限なし) ■ かとり親家庭等に素費の助成。(所得制限なし) ■ かとり報な事よりも引き下げ。 ア育て世代の方が、一戸建を建築、または民間アパートに引っ越された場合の支援制度。 ■ 満以上中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■ の徴収基準よりも引き下げ。 町内で生まれた場合で、「特別限なし) ■ 1歳以上中学生まで医療費が無料(所得制限なし) ■ 1歳以上中学生まで医療費が無料(所得制限なし) ■ 1歳以上中学生まで医療費が無料(所得制限なし)

			ion as
	市町村名	マンさ,の医療毒品は	概 要 中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		保育料の助成	中学生まで医療質が無料 (所得制限など) 所得の階層、子どもの人数によって助成あり。
100	美瑛町	その他	■出産祝い(記念品、米10kg)、小学校入学祝い(学用品)、
			中学校入学祝い(制服、ジャージ)
		フバルの圧生来以よ	■学校給食費無償(小中学校)
102	中富良野町	子どもの医療費助成 保育料の助成	中学生以下医療費が無料(所得制限なし) 幼稚園就園奨励費補助事業:入園料と保育料の一部を補助
		子どもの医療費助成	
		3 C 0 - > E /// (3 C // 3 // 3 // 3 // 3 // 3 // 3	生・各種専門学校生を対象に、0歳から22歳に達した日以
103	南富良野町		後の最初の3月31日までの医療費の自己負担分を全額助成 (所得制限なし)。
		出産祝い金の支給	出産した方1人に対し10万円助成
104	占冠村		中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	中学生までの通院・入院費用の全額を助成(所得制限なし)
105	和寒町	その他	■妊婦検診料の助成
		71% 65440 4	■予防接種費用の助成
			就学前児童の医療費が無料(所得制限あり)
106	剣淵町	保育料の助成その他	2人目半額、3人目免除あり 君の椅子贈呈事業(毎年違うデザインで名前を彫った木の
		[C 02][B	椅子、絵本がプレゼントされる)
		子どもの医療費助成	小学校修了まで医療費が無料
107	下川町	保育料の助成	2人以上入所している場合、一部減額制度あり(ひとり親、障
100	* 河町	フバナの医療悪味が	がい者、低所得者等)。
108	美深町		小学生まで医療費が無料(所得制限なし)
109	音威子府村	保育料の助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 保育所は無料、幼稚園は有料
	mwn uni		出産3か月後に3万円、1年後に3万円
			中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
110	中川町		第1子、第2子は1人につき2万円、第3子以降は1人に
		- 1/4 c - 4	つき10万円を支給。
		子どもの医療費助成 	満12歳に達した日以後の最初の3月31日まで、町内の医療 機関での医療費無料(所得制限あり)。
111	幌加内町	 保育料の助成	展覧での医療真無料(所得制限のり)。 保育所に2人以上が入所している場合の保育料が、第2子
	176341 3-3	DK13-11-2-55/50	は半額、第3子以降無料。
		出産祝い金の支給	第3子目以降、1人につき10万円の出産金支給。
	134 m-		ひとり親家庭、乳幼児医療費の助成(所得制限あり)
113	増毛町	保育料の助成	同一世帯から2人以上が保育所等の施設を利用している場 合の保育料が、2人目は半額、3人目以降は無料。
114	小平町	スども、の医療費助成	中学生まで初診料のみ(所得制限あり)
	3.1-3		小学生までの医療費が無料(所得制限なし)
115	苫前町	保育料の助成	国基準の保育料に対し町独自の保育料を設定し、保育料負
			担額を軽減。
116	羽幌町		小学生まで医療費が無料(所得制限なし)
117	初山別村	子ともの医療費助成 保育料の助成	小学生まで医療費が無料(所得制限あり) 同一世帯から2人以上が入所している場合、2人目からは該
117	נוינוגעוווווי	休月村の別以	当する階層の2分の1の額とする。
110	\# 0.10T	子どもの医療費助成	小学校卒業まで医療費が無料
	遠別町	保育料の助成	国の保育料基準より25%減額し設定
_	天塩町		中学生まで医療費が無料(所得制限あり)
_	猿払村		小学生まで医療費が助成あり(3段階の年齢制限あり)
122	浜頓別町		小学生までの医療費を一部助成(制限あり) 中学校卒業までの入院、通院したときの保健診療にかかる
		丁ともの医療見明成	中子校学来までの人院、通院したとさの保健診療にかかる 医療費の本人負担額を助成。
		出産祝い金の支給	出生された方1名につき、3万円の出生祝い金(商品券)、子
123	中頓別町		ども用紙おむつ(360枚)、紙おむつ用ごみ袋(10枚入り)6袋
		その他	を贈呈。 町内の1歳、1歳6か月、3歳の健康診断対象の幼児へ読み聞
		()	かせ、好きな絵本2冊を贈呈。
124	林去町	子どもの医療費助成	小学生まで医療費を一部助成(制限あり)。
124	枝幸町		出生を祝福するため 1 人につき1万円を交付
125	## == m=	子どもの医療費助成	小学校就学前児童及び就学中児童の医療費の一部助成(所 得制限表別)
125	豊富町	保育料の助成	得制限あり) 第3子以降は保育料無料
			小学生までの医療費を一部助成。(所得制限あり)
		保育料の助成	3歳以上の保育園児の通園バス料を無料化。
126	礼文町	その他	■小中学生の遠距離通学費、及び高校生通学定期バス運賃
			を助成。
		フじょの医毒帯吐む	■高校生の検定試験及び資格取得試験の受験費用を助成。
		子どもの医療費助成 	町内に住所を有する小学生及び乳幼児に対して医療費の 助成(小学生は入院医療と指定訪問看護のみ対象、所得制
	利尻町		限あり)
127			第3子目以降、1人につき25万円を支給
		その他	児童養育奨励金として3歳以上16歳未満(義務教育期間に関え)の児童を3人以上兼育している児難者に対し、3人日
			限る)の児童を3人以上養育している保護者に対し、3人目から月額3,000円又は10,000円を支給。
128	利尻富士町	子どもの医療費助成	小学生までの医療費を一部助成する(所得制限あり)
129	幌延町	子どもの医療費助成	中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	就学前の乳幼児(入通院・訪問看護)、小学生(入院・訪問看
130	北見市	Z. () (h	護)に助成 (一部負担・1割自己負担あり、所得制限あり)。
		その他	小学校給食費の3分の1を市が負担 ■小学校入学前までの医療費が無料または1割負担
		」こびり区原見助成	■小子校八子前よどの医療質が無料よどは「制負担 (所得制限あり)
- 1	4GI ± ±	I	■小学生卒業前までの入院・指定訪問看護利用に係る
121	細土士		
131	網走市		医療費が無料または1割負担(所得制限あり)
131	網走市	保育料の助成	

	市町村名		概 要
		子どもの医療費助成	■3歳未満の子どもの医療費(入院・通院)が無料 (所得制限あり)
			■3歳~6歳未満の子どもの医療費(入院・通院)の
			個人負担額は5%(月額上限有り、所得制限あり)。
			■小学生の子どもの医療費(入院)の個人負担額は5% (月額上限有り)。
133	美幌町	保育料の助成	認可保育所と認可外保育所の保育料の差額を補助(上限有り)。
		その他	■身体・精神障がい者の方で、3歳未満は医療費
			(入院・通院)が無料。3歳以上は医療費(入院・通院)の 個人負担額は5%(月額上限有り)。
			■ひとり親家庭に対し、3歳未満は医療費(入院・通院)が
			無料。3歳以上の医療費(入院・通院)の個人負担額は5
		フはの医療悪味が	(月額上限有り)。
134	津別町	その他	中学生までの医療費の、一部助成制度がある(所得制限あり)。 新生児に、祝い品(新生児服)を支給。
125	쉬뛰때	子どもの医療費助成	就学前児童の医療費が無料(小中学生は入院のみ)
135	斜里町		※所得制限あり
		子どもの医療費助成保育料の助成	中学生まで医療費無料(所得制限なし) 中学生以下の子どもを2名以上育てている世帯のうち、第
136	清里町	休月科の助成	1子子以下の子ともを2名以上育じている世帯のづら、第 2子以降の支払った保育料の2分の1と同額の町内で使
			る商品券を交付。
137	小清水町	子どもの医療費助成	乳幼児から中学生までの通院及び医療費の一部負担 (所得制限あり)
120	=W 그 challer	子どもの医療費助成	小学生以下の医療費の自己負担が、初診時一部負担金の
138	訓子府町	3 C 0 - 2 E IN 3 C 9 3 PA	(所得制限なし)
139	置戸町	子どもの医療費助成	高校生までの医療費の自己負担分を町内で使用可能な金 券で還元
140	佐呂間町	マどもの医療費助成	かく迷れ 中学生までの子どもにかかる医療費が無料(所得制限なし)
			■乳幼児と小・中学生を対象に、保険診療による医療費の
	\d. 4F=		自己負担分について助成(所得制限あり)。
141	遠軽町		■ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、インフルエンサワクチン等、各種予防接種料金の助成。
		保育料の助成	第3子以降は保育料無料
142	湧別町		中学生まで医療費が無料(所得制限あり)
143	滝上町	子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
		子どもの医療費助成	■就学前児童の医療費を一部助成(所得制限あり)
144	興部町	行会性の吐き	■小学生の医療費(入院)を一部助成(所得制限あり)
144	央印刷	保育料の助成その他	第2子の保育料は1/2、第3子以降は無料 町内の高等学校等に就学する生徒保護者に入学支援金を
		CONE	助成
		子どもの医療費助成	義務教育終了までの子どもの医療費を世帯の所得に関係
		行会料の時代	く全額助成
		保育料の助成	同一期間中に2人以上の幼児が入所の場合、2人目から 半額。
		出産祝い金の支給	第2子 10万円、第3子 50万円、第4子以降100万円を
		7 0 /th	支給。
		その他	■保育時間の延長(基本保育/8時30分~16時、 延長保育/7時30分~8時30分、16時~18時40分)
145	西興部村		■学童保育事業(小学校1~6年生対象):月~金曜日13時
5	m>\mr13		30分~18時40分/学校の休業期間8時30分~18時40分
			■高等学校等通学費補助金:バス利用により通学、または他市町村で下宿等により通学する生徒1人当たり、月額
			1万円を支給。
			■遠距離通学児童生徒通学費助成:村営バスを利用する 児童生徒の定期乗車券購入費を補助
			■牛徒海外体験学習事業:村内中学1.2年牛全員が本村と
			友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し
		フ以の医療専用式	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施)
146	雄武町		友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし)
146	雄武町	保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施)
	雄武町帯広市	保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を 全額助成。
148		保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を 全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり)
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を 全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り)
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を 全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第: 子以降50万円 (条件あり)
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子以降50万円 (条件あり)
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第 3 子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を 全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第17-3万円、第27-3万円、第3子15万円、第4子25万円、第 子以降50万円 (条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、 第5子以降50万 (条件あり)
148	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子以降50万円 (条件あり)
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子3万円、第3子15万、第4子25万、第5子以降50万円(条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり)
148 149 150	帯広市	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施)高校生まで医療費が無料(所得制限なし)第3子以降は保育料無料 一就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) 一市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万、第5子以降50万円(条件あり) 一次学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万一(条件あり) 一世帯が6両期限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第:子以降50万円 (条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万 (条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成。3人目以降は無料。
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第:子以降50万円 (条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万 (条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成。3人目以降は無料。
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施)高校生まで医療費が無料(所得制限なし)第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第5子以降50万 (条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万 (条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/2の額、3人目は降育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/10の
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施)高校生まで医療費が無料(所得制限なし)第3子以降は保育料無料 一就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) 一市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3万円、第2子3万円、第3子15万万、第4子25万円、第5子以降50万円(条件あり) 一次学校い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) 一次学校に変に、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施)高校生まで医療費が無料(所得制限なし)第3子以降は保育料無料 一就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) 一市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3万円、第2子3万円、第3子15万万、第4子25万円、第5子以降50万円(条件あり) 一次学校い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) 一次学校に変に、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 外学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子以降50万円(条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万円(条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成。3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第5万円、第4子25万円、第5子以降50万 (条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万 (条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合。2人目は保育料の1/2額を助成。3人目以降は無料。中学を修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/2の額3人目以降はそれぞれの保育料の1/10の額を減免。
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 外学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子以降50万円(条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万円(条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成。3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/2の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 (所得制限なし) 第1中 (所得制限なり) 1 市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 1 発力に等医療費助成(所得制限あり) 1 中 (
148 149 150	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第1分でが、第5子以降50万円(条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) ■高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、入日は保育料の1/2の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■就学前児童の入院・通院にかかる医療費、小学生・中学の入院にかかる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ひとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院・通院にかかる医療費の見たかかる医療費の別にかかる医療費の別にかかる医療費の別にかかる医療費の別にかかる医療費の別にかかる医療費の別にいかる医療費の別にかかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいかる医療費の別にいからる医療費の別にいかるといれていることにいることにいることにいることにいることにいることにいることにいることに
148 149 150 151 152	帯広市 音更町 土・幌町 上・土幌町 新得町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 ■就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第3子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第5子以降50万円(条件あり) ■入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) ●高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2額を助成、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/10の額を減免。 ■第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料1/2の額、3人目以降はそれぞれの保育料の1/10の額を減免。 ■第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料1/2の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■就学前児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ひとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院・通院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費の自己負担例をによりかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の入院にかかる医療費と親の人院にかかる医療費と親の人院にかかる医療費と親の人院にかかる医療費の自己負担領を助成人容に変動あり)。
148 149 150 151 152	帯広市 音更町 士幌町 上士幌町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し 交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) ■ オン降は保育料無料 ■ 就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■ 市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) ハ学生まで医療費が無料(所得制限あり) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第2子以降50万円(条件あり) ■ 入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) ■ 高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/2の額、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■ 2人以上の保育児童が入園する場合、第3子は保育料の1/12の額を減免。 ■ 第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料1/2の額を減免。 ■ 第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料の1/10の額を減免。 ■ 2人以上の保育児童が入園する場合、第3子は保育料の1/10の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■ 就学前児童の入院・通院にかかる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ びとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院にかかる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ 保育料について第2子は半額、第3子以降は無料
148 149 150 151 152	帯広市 音更町 土・幌町 上・土幌町 新得町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成	友好関係にあるアメリカ・アラスカ州ジュノー市を訪問し交流やホームスティ等を行う(隔年実施) 高校生まで医療費が無料(所得制限なし) ■ オリ降は保育料無料 ■ 就学前の幼児の医療費を全額助成(所得制限あり) ■ 市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成。 乳幼児等医療費助成(所得制限あり) 小学生まで医療費が無料(所得制限有り) 第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第1子3万円、第2子3万円、第3子15万円、第4子25万円、第1子3万円、第2子以降50万円(条件あり) ■ 入学祝い金(小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万(条件あり) ■ 高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年(所得制限有り) 中学生まで医療費が無料(所得制限なし) 同一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の1/20額を助成、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料(所得制限なし) ■ 2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の1/2の額、3人目以降は無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■ 2人以上の保育児童が入園する場合、第3子は保育料1/2の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料(所得制限なし) ■ 就学前児童の人院・通院にかかる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ 保育料にかめる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ 保育料にかめる医療費の自己負担分を全額助成(所得制限なし)。 ■ 保育料について第2子は半額、第3子以降は無料 ■ 一定要件を満たす世帯に対し、幼稚園保育料を入園人等に応じて助成
148 149 150 151 152	帯広市 音更町 土・幌町 上・土幌町 新得町	保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 出産祝い金の支給 その他 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 保育料の助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成 子どもの医療費助成	高校生まで医療費が無料 (所得制限なし) 第3子以降は保育料無料 就学前の幼児の医療費を全額助成 (所得制限あり) 市町村民税が非課税の世帯に限り、小学生の医療費を全額助成 (所得制限あり) 小学生まで医療費助成 (所得制限あり) 小学生まで医療費が無料 (所得制限あり) 小学生まで医療費が無料 (所得制限あり) 小学性まで医療費が無料 (所得制限あり) 入党机い金 (小学校入学時):第3子15万、第4子25万、第5子以降50万円 (条件あり) 高等学校等修学支援:生徒一人当たり5万円/年 (所得制限有り) 一世帯から同期間に2人以上の保育児童が入所する場合、2人目は保育料の 1/2額を助成、3人目以降は無料。中学校修了まで医療費が無料 (所得制限なし) 2人以上の保育児童が入園する場合、2人目は保育料の 1/2の額 3人目以降はそれぞれの保育料の 1/10の額を減免。 第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料 1/2 の額を減免。 第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料 1/2 の額を減免。 第3子以降の保育児童が入園する場合、第3子は保育料 1/2 の額を減免。第4子は保育料無料。中学生までの医療費が無料 (所得制限なし) 成別・原子・中学・の入院にかかる医療費の自己負担分を全額助成 (所得制限なし)。 でとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院・通院にかかる医療費の自己負担分を全額助成 (所得制限なし)。 でとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院・通院にかかる医療費の自己負担分を全額助成 (所得制限なし)。 でとり親家庭の児童(18歳に達する年度の3月末日まで)の入院・通院にかかる医療費の自己負担領を助成 (所得事件等により助成内容に変動あり)。 保育料について第2子は半額、第3子以降は無料

	市町村名		概 要
155	 芽室町	子どもの医療費助成	
درا	才王叫	保育料の助成	■同時に入所(園)の場合、2人目は半額、3人以上は無料。 (1人目が第3子の場合は半額、第4子以降の場合は無料)
		子どもの医療費助成	小中学生の医療費が無料(所得制限なし)
156	中札内村	その他	18歳以下の子を扶養している世帯で第2子が入所した場合の保育料半額、第3子以降が入所した場合の保育料無料。
		山奈切い今の士经	の休育科士領、第3子以降が入別した場合の保育科無料。 第3子目以降、1人につき10万円を支給。
		子どもの医療費助成	
		保育料の助成	1人につき5万円分の商品券(村内の商店街で使用できるも
157	更別村	从自1400的X	の)を贈呈
		その他	入学祝金:小中学校入学時に、1人につき5万円分の商品券
			(村内の商店街で使用できるもの)を贈呈。
	大樹町	子どもの医療費助成	中学生まで医療費全額助成(一部対象外有、所得制限なし)
	広尾町		小学校卒業までの医療費助成(所得制限なし)
160	幕別町	子どもの医療費助成	小学生まで医療費が無料(所得制限あり)
161	SWITTET .	子どもの医療費助成その他	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
101	池田町 	-C 071E	■幼稚園への授業料の一部を所得額に応じて補助する ■給食費・教材費等の一部を所得額に応じて補助する
		子どもの医療費助成	中学生までの医療費無料(所得制限なし)
		その他	■小中学生の修学旅行費用の一部を助成
162	豊頃町		■町外の高等学校等に就学する生徒保護者に通学費等の
			一部を助成
		子どもの医療費助成	中学校を卒業するまでの子にかかる医療費を助成
163	本別町		(非課税世帯:無料、課税世帯:自己負担1割、ただし、就学前の子は全額無料)
		子どもの医療費助成	■未就学児童:医療費全額無料(所得制限あり)
		」とのの内が良めが、	■小中学生:住民税非課税世帯は医療費全額無料、課税
			世帯は医療費自己負担3割を1割に低減(所得制限あり)
		保育料の助成	■保育園に同時に2子が入園した場合、第2子の保育料が半
164	足寄町		額に、同時に3子が入園した場合に第3子の保育料が無料。
			■保育ママ制度(保育士等による自宅での保育料の助成):
			保育ママ保育利用料70,000円と保育園保育料の差額を助成 ※保育ママ制度の利用は、保育園の定員オーバー
			のため保育園に入園できない子供で共稼ぎ世帯に限る。
		子どもの医療費助成	中学生まで医療費が無料(所得制限なし)
166	浦幌町	保育料の助成	第2子半額、第3子以降は保育料が無料
		出産祝い金の支給	1名につき5万円を支給
160	厚岸町	出産祝い金の支給	第3子に5万円、第4子以降10万円を支給
107	1 3-11- 113	その他	妊婦健康診査通院費の助成
		子どもの医療費助成	0歳から小学校入学前までは一部負担金を除く全額を助
			成、小学生は入院に限り一部負担金を除き全額を助成(所得制限なし)。
	I	その他	■本町で出生届のあった(最初の住所登録地が標茶町)
171	標茶町	(1)	赤ちゃんの保護者に、粉ミルクなどの商品と交換できる子
			育て応援チケット「みるくっく券」を交付(1人30,000円分)。
			■18歳未満の方または18歳以上で高校に在学している方
		子どもの医療費助成	などにインフルエンザの予防接種の助成 6~12歳の子どの自己負担医療費(通院)のうち2/3を地域
		丁ともの区僚員別成	商品券で還元(所得制限なし)
172	*7Pm	その他	■1歳未満の乳児を監護している方に養育費を支給
1/2	弟子屈町		(月額:第1子5千円第2子4千円第3子以降3千円)
			■1歳未満の乳児を監護している方に紙おむつ・粉ミルク
		7 12 A E C # 11 A	購入助成券を交付(2万円/1人)
			中学生までの医療費が無料(所得制限なし)
172	鶴居村	保育料の助成	同一世帯から2人以上の子が入所する場合、2人目以降は保 育料無料
113	₩0/D1/5	出産祝い金の支給	第3子目以降、1人につき30万円を支給
		その他	第3子以降の子の小学校入学時に就学祝い金20万円を支給
174	白糠町	その他	出産時に紙おむつ廃棄用ごみ袋(1年分)を配布
		子どもの医療費助成	中学校就学前の児童・乳幼児の入院および通院医療費を、
175	根室市		一部または全額助成。(所得制限あり)
		保育料の助成	第3子以降は保育園保育料無料、2人以上の児童が幼稚園・
		その供	保育園に入所の場合は、2人目の児童の保育園保育料半額。
176	別海町	その他	幼児(満1歳から小学校入学前まで)、ひとり親家庭(義務教 育終了まで子供がいる)などを対象に1週間につき5個の
			牛乳を支給。
		子どもの医療費助成	
	中標津町		医療費の一部を助成(所得制限あり)
			■ひとり親家庭などの児童が病気になったときや母又は 父が入院したときは、医療費の一部を助成
177			(所得制限あり)。
		保育料の助成	児童福祉法に基づき、兄弟が他の認可保育所や学校教育法
			に規定する幼稚園に通園している場合、保育料が軽減される
		その他	ひとり親医療費:親外来の医療費助成あり
		子どもの医療費助成	就学前乳幼児の通院・入院及び小学生の入院に対し医療費の一部を助成(所得制限をい)
	標津町	促育料の明書	の一部を助成(所得制限あり) ■国の其準額の無わ2分の1程度の党設保育周保育料其準
170		保育料の助成	■国の基準額の概ね2分の1程度の常設保育園保育料基準 ■就学前の世帯を対象に、第2子は半額、第3子は無料
1/0		その他	■
		COJIE	■休育園、児童郎、祝子文派館の設置■インフルエンザワクチン接種、子宮頸がんワクチン接種に
			■インフルエンサラッテン接種、子呂頭かんラッテン接種に 対する助成
		子どもの医療費助成	小学生までの医療費の助成(所得制限あり)
170	羅臼町	保育料の助成	羅臼町立幼稚園の保育料及び入園料の減免
1/9			(生活保護世帯・町民税非課税世帯等)



